

平成24年度各会計決算 審査特別委員会会議録

平成25年9月25日

10時00分

開 会

16時46分

閉 会

網 走 市 議 会

平成 2 5 年 9 月 2 5 日

平成 2 4 年度各会計決算審査特別委員会議件

1. 認定第 1 号 平成24年度網走市各会計歳入歳出決算について

2. その他

午前10時00分 再開

○七夕委員長

おはようございます。

本日の出席委員は9名で、全委員が出席しております。

ただいまから、平成24年度各会計決算審査特別委員会を開きます。

それでは、早速、本日の日程であります、認定第1号平成24年度網走市各会計歳入歳出決算中、市民部及び福祉部の所管に関する細部質疑を行います。

まず、市民部の所管に関する細部質疑から入ります。

○高橋委員

おはようございます。

ことしの夏は大変暑い日が続きまして、その中でもエアコンの設置が郊外の施設で行われておりましたけれども、本当にうれしく思います。

そして、この質問に入りますけれども、利用された数字というものはつかんでおるのでしょうか。

○影近市民課長

郊外の集会施設のエアコンにつきましては、その地域の特性、離れている場所にもありまして、気象条件も大きく変わるということもありますので、管理についてはおのおの指定管理者のほうに一任をしている状況でございまして、その利用状況についてまでは、現在のところ把握はしておりません。

○高橋委員

それでは、その中でも北海道ですから、重症の人はいなかったと思いますけれども、そういった報告も、それではなされていなかったということなのですか。

○影近市民課長

おのおの集会施設の指定管理者のほうから、そういった重篤の患者さんが出たですとか、熱中症で運ばれたという話は聞いておりません。

○高橋委員

そういうことですので、利用するというものに対してのその周知というものは、市としてされたものか、それとも指定管理者側からされたものか、それはどちらが主になってやられたのでしょうか。

○影近市民課長

当初エアコンの設置する際につきましては、そ

れぞれの指定管理者の方に御説明を申し上げまして設置をしたところであります。使用につきましては、先ほど申し上げたとおり気象条件の違い等もありますので、若干緩やかな対応をしております、指定管理者のほうに一任をしているということでございますので、当初は、市のほうから周知はしておりますけれども、その後につきましては、指定管理者にお任せをしているという状況でございます。

○高橋委員

お話はよくわかりました。熱中症という症状が今後とも出ないとも限りませんので、できればそういった健康のアドバイスというか、そういったものも大切にしていきたいなと願いまして、この質問は終わります。

引き続きまして、この次のところにあります40ページには、救急の医療体制づくりという事業がございます。

私、ことしになって生まれて初めてなんですけれども、自分に近い人が倒れたとか、それから知人が倒れた、そういったところに居合わせたことがあります。これは今まで初めてですし、それから2件も1年の間にあったというのも本当に驚いたことでもありました。

その中でありますけれども当番医ですが、外科医と、それから内科系がここに載っておりますけれども歯科、歯医者さんですね、こういった当番病院が当市にはございません。予算も必要となるでしょうけれども、歯の痛みというのは本当に我慢のできない痛み、しかも日曜日にそういうことが起こりますと、本当に切ないものでございます。それで、この近隣の他市町村で、こういった事業をされている地域というのはございますでしょうか。

○林健康管理課長

歯科の救急医療につきましては、今、議員お話しのとおり、かかりつけにそういった個人で連絡をとっていただいて対応されているところなのかというふうな認識をしております。近隣の自治体に関しましても、うちのほうで調査はしていないのですが、御指摘のとおり、救急医療対応をしているかどうかは今後調査してみたいと思います。

○高橋委員

こういったお話もたびたび聞くことがございまして、どうか当市でできないのであれば、どこか

近隣で診ていただける医院がありましたら、何かの機会に広報の中でもお知らせ願えればと思ひまして、私の質問を終了させていただきます。

○七夕委員長

金兵委員。

○金兵委員

それでは、私のほうから御質問をさせていただきます。

まず、1点目、成果報告書39ページにあります消費生活相談事業なのですが、こちらの事業は網走市のほうが消費者協会に委託して、消費者の生活相談を行っている事業でありますけれども、こちらのほうに市民からの相談は減少傾向にありますというふうに今後の方向性のところに書かれておりますけれども、ここ数年の相談件数と相談内容なんか市のほうで把握されているものがあれば、まず伺いたいと思います。

○影近市民課長

まず消費相談件数でございますけれども、近年、例えば平成20年度から申し上げますと234件、それから平成21年度が176件、平成22年度165件、平成23年度が145件、平成24年度が若干上がりまして172件というふうになっておりますが、総体的に見ますと、一番多かった平成19年度293件から見ますと減少傾向にあるというふうに考えております。

消費者被害の対応といえますか相談内容でございますけれども、近年につきましては、身に覚えのない架空請求、それから不当請求、または送りつけ商法や劇場型勧誘等、詐欺の手口が巧妙になってきていると、そういう実態にあります。

債務負担行為に関しては、周知もすごく広がっているということもありまして、件数的には減ってきていると、極端に減っているという状況でございます。

○金兵委員

今、相談件数が減ってきているということは、いろいろな部分でマスコミで取り上げる機会も多くなってきておりますし、それでも今課長のほうから答弁ありましたように、詐欺の手口も巧妙になったり複雑化していたり、いろいろなケースがあるものかと思ひます。

また、多分一昔前に比べれば、インターネットの普及、ネット関係の相談ですか、今ではスマートホンの普及によりライン詐欺なんかも言われる

ようになってまいりましたので、その辺について多分多々相談のほうもふえてきているのかなというふうに思ひますけれども、相談されている方4名ということで、時代がこれだけ早く進んでしまうということは相談されるほうも大変なのかなというふうに考えておりますけれども、この相談員の方々のそういう新しい詐欺に対するというか、そういうことに対する研修なんかはどのようになっているのかお伺ひいたします。

○影近市民課長

今委員おっしゃったように、いろいろ相談内容が多岐にわたっているということでありまして、相談員につきましては、北海道の消費者協会ですとか、国民生活センターですとか、そういうところの研修がございまして、それについては昨年度から研修費、補助事業の今回も補正をさせていただきましたけれども、その補助事業を利用しまして研修回数、それから研修の内容も複雑なものについて受けれるような体制を整えております。

○金兵委員

相談員の方から、逆にこれだけいろいろな携帯電話であるとか、インターネットであるとかということが多くなってきたこの時代になって、何か大変だといひますか、ちょっとついていけないよというような相談みたいのは市のほうには届いていないのですか。

○影近市民課長

相談内容について、それが大変だと、直接的に市にどうにかしてほしいというようなところの相談はございませんけれども、相談内容につきましては、バックアップ体制というのは市民課のほうでもとっておりまして、何かあった際には担当のほうに連絡をいただいて、取り扱いを協議するという体制になっておりまして、Pネットという全国共通のシステムがございまして、その中で各全国のそういった事例を検索できると。

例えば、こういう事例があつて、こういう対応をしたというものを検索できるというシステムがありまして、その中でも対応のほうを協議するような形になっておりますので、そういうこともあるものですから、直接どうしても、どうしようもないなというようなところはないのかなというふうに考えております。

○金兵委員

ちなみに、今のPネットというのはどなたでも

見れるのですか、相談員の方でないと見れないのですか。

○影近市民課長

それは非常に個人情報の部分がございますので、相談員もしくは市民課の担当者以外は見れないと、ほかからアクセスできるような形になっておりませんので、非常にそれは厳密に操作をされているということでございます。

○金兵委員

これからもさまざまな事例といいますか、詐欺の内容が出てくるのかなと思いますので、その辺は市のほうと消費者協会のほうと連携をとってやっていただきたいと思いますし、またそのPネットで事例が検索ができるというふうな話もありましたので、例えば最近ふえてきたなというものを、もっと市民の方に周知するような方法をとっていただくようなことを考えていただきたいと思いますというふうに思いますけれども、その辺についていかがですか。

○影近市民課長

例えば身近で、そういう詐欺のような状況がございましたら、すぐに報道機関のほうに御連絡をして、記事として周知を図っていただいているということと、市の広報誌、それからホームページ等を使って、そういう実態については周知をするように努めているところでございます。

○金兵委員

今後とも、いろいろと問題あるから大変かと思えますけれども、協力体制のもと進めていただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、次の40ページ、今高橋委員のほうからもありました救急医療体制づくり事業についてお伺いいたします。

こちら当番病院の運用委託、それからフォーラム、啓蒙啓発、関連記事ということで、コンビニ受診の抑制について市民の方に啓発をして、コンビニ受診がふえないようにということを進めていける事業かなというふうに思いますけれども、現在網走市のほうで、もしお持ちでしたら、コンビニ受診の増加傾向、減少傾向、何かデータがございましたらお示しいただければと思いますけれども。

○林健康管理課長

申しわけございません。ちょっと今、データは持ち合わせておりません。

○金兵委員

ちなみにそういうデータはあるのですか。

○林健康管理課長

確認させていただければと思います。

○金兵委員

網走の状況は今確認していただければということとございましたので、地域の医療を守っていくというところで、一番今ネックになっているのが救急医療のコンビニ受診の問題ではないかなというふうに思います。

市もいままでさまざまな、このコンビニ受診が抑制されるような取り組みをされてきたのかなというふうに思いますけれども、この実績の2番目にあります「地域医療フォーラム in オホーツク」というのが、10月19日に開催されておりました、参加者約130名ということでございましたけれども、これについて簡単に構わないのですけれども、これ対象とされるのはどのような方なのか、どのような感じのフォーラムだったのか、簡単に御説明いただければと思います。

○林健康管理課長

対象は市民の皆さん対象ということなのですが、内容としましては、斜網地域の医療従事者の確保が大変であるということとか、この辺のコンビニ受診の抑制に関してですけれども、その辺のお話をさせていただいたということとであります。

○金兵委員

このフォーラムの会場はエコーホールでやられたのですよね。

○林健康管理課長

申しわけございません。先ほどのちょっと訂正させていただきたいのですが、網走市民と斜網地域の住民ということとであります。やったのはエコーホールでございます。

○金兵委員

これコンビニ受診の抑制のために啓蒙をするためのフォーラムということで、参加者130名ということに対して、担当課ではどのようにとらえているのかお伺いします。

○林健康管理課長

実は、このフォーラムは例年題材を変えて開催しているのですが、前年は約300名ほど集まりいただきましたので、昨年に関してはちょっと少なかったかなと。啓発に取り組んで参加していた

だけることを考えております。

○金兵委員

平成23年度は約300人の方が参加されていたということで、平成24年については130人と。啓発するためのフォーラムでございますので、やっぱり集まっていただかなければ意味がないのかなというふうに思いますけれども、これは少なかった理由、並びにその改善点について担当課ではどのようにお考えなのか伺います。

○林健康管理課長

大きくは、PRがちよつとうまくなかったのかなというところは大きいかなとは思いますが、今年度も斜網地域と連携してのフォーラムを予定しておりますので、PRのほうをマスコミ等に協力をいただいて、参加していただいて、救急医療に対しての知識を啓蒙させていきたいと思っています。

○金兵委員

この事業、意図からして大変意味のある事業なのかなというふうに私も考えております。であるならば、やはり人に集まっていただかなければ啓蒙にもならないということですので、PR不足だったという反省点があるということですので、この点に関しては、またより周知の方法をいろいろ考えてもらうとともに、例えばですけども、医療フォーラムがありますよといって、では参加しようと思う方が、そんなにたくさん、いっぱいいらっしゃるのかなと。例えば、タイトルを軟らかくする、ぱっと今出てこないですけども、例えば結果的にこの啓発のためのそういう医療フォーラムだったと、ちょっと聞きにしてみようかなというふうに、この近郊の市民、斜網地区の方々が簡単に腰が上がるような工夫があってもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがお考えですか。

○林健康管理課長

こちらのフォーラムに関しましては、網走地域自治体病院等広域化連携構想会議というところが主催となって実施しておりますので、今後この会議の中で、そういうところも含めて検討していきたいと思っています。

○金兵委員

さまざまな工夫でたくさんの方に集まっていたいて、よりコンビニ受診の抑制が進んでいけばいいと思いますので、いろいろこれからの取り組み

みに期待したいというふうに思います。

続きまして、43ページ、生活習慣改善推進PR事業というのがありますけれども、こちらは予算現額186万3,000円に対して、決算額22万2,000円と大変少ない決算額で終わっているんですけども、その辺について詳細をお伺いいたします。

○林健康管理課長

この事業の中で健康レシピというのを市民公募しまして、レシピ集を発行する予定だったのですが、応募件数が6件と少なかったということでありましたので、これを今年度にも引き続いてレシピ集を発行しようということで、レシピ集が発行できなかった部分で決算額が落ち込んだということです。

○金兵委員

もともとは平成24年度でレシピ集を発行するために大目を取っていたけれども、それが発行できなかったということだと思いますけれども、それでは、このレシピの公募が6件と、大変少ない数だったということでしたけれども、そのレシピの公募はどのようにされたのか、まずお伺いします。

○林健康管理課長

パンフレットをまず作成して全戸配布等で、あとはホームページのほうでPRをいたしました。

○金兵委員

これはレシピ集を発行するには、例えばどのぐらいの数が集まるというふうに原課のほうで想定されていたのか。また、この少なかった要因についてどのようにお考えなのか、お伺いします。

○林健康管理課長

レシピ集に関しましては、例えば減塩に関してだとか、生活習慣病、適正カロリーとかの関係もございまして、ちょっと応募に足踏みされた方がいらっしゃるのかなというのがちょっとあったのですが、その辺も踏まえまして、食生活改善協議会ですとか、いろいろな団体に個別に働きかけたりしまして、一応うちとしては30件程度のレシピ集を発行できればと考えております。

○金兵委員

ちなみに、めどというのはどうなのですか、現状。今継続されているということだったのですけれども。

○林健康管理課長

現在、応募としては30件ほどいただいておりますの

で、今年度には発行できるのではと考えております。

○金兵委員

予定がずれ込んで今年度発行できるのではないかなということでありましたけれども、公募という形ではなかなか、いろいろ情報が集まりにくいということもありますので、やっぱり周知不足だったのかなということもありますので、その辺で今後対策をしていただけたらなというふうに思います。

あと1点、そのレシピ集なのですけれども、そのレシピ集の公表については、例えばレシピ集ですから多分本になっているのかなと思いますけれども、そのほかに公開の方法の予定というのは何かありますか。

○林健康管理課長

冊子とは別にホームページのほうでも、今現在もそうですが掲載いたしております。うちの栄養士に監修していただいて、コメントもつけての表示としております。

○金兵委員

レシピ集のほかに市のホームページでも掲載されていると。今よく料理される方が、今スマートホンでレシピを見ながらつくることが結構多くなっているのが、この間あったのですけれども、今度スマートホンでも簡単に見られるような対策というのはとったりはできないのですか。

○林健康管理課長

現在、スマートホンで見れる状態ではございません。今後できるかどうかちょっと検討させていただければと思います。

○金兵委員

ぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。その下のウォーキング&ランニング推進事業なのですけれども、こちらにも市民モニターの応募者が想定よりも少なかったというふうに書いてありますけれども、これについてはどのようにお考えなのかなというふうに思います。

○林健康管理課長

昨年取り組みを始めたのが秋口に向かってからということだったものですから、情報として、冬場の情報ということになりましたので、ちょっと情報が少なかったということなのですが、情報提

供としましては、写真としましては968点、情報シートと任意の様式とか、80件ほどのデータはいただいております。

○金兵委員

わかりました。時期的なものも余りよしくなかったのかなということでありましたけれども、例えば、この間23日にマラソンの試走の大会というのが結構たくさんの方が集まられて行われたという話は聞いているのですけれども、そのようなイベントにあわせてモニターというようなことも今後考えていったらいいのではないかと思いますけれども、いかがお考えですか。

○林健康管理課長

そういった市民の方に公募というか、情報をいただきたいということで、モニターの14名の方からいただいているのですが、委員御指摘のとおり、そういったところでも情報を収集できればと思いますので、検討してイベント的には考えていきたいと思います。

○金兵委員

やはりいろいろと事業を進めていくには、市民の意見を取り入れるという機会が多くなってくると思いますので、その都度、いろいろな対策、工夫をしていただいて事業のほうを進めていただきたいということを申し添えさせていただきます。

続きまして、44ページ、中段にあります悪臭防止対策事業なんですけれども、その中で、悪臭に関する苦情が2件あったというふうにありますけれども、たしか平成23年度の事業成果報告書のほうにも悪臭に関する苦情2件というふうに思うのですけれども、この苦情2件についてはどのようなものだったのか、また、平成23年度から継続なのかどうかというのを伺いたかったのですけれども。

○梅津生活環境課長

平成24年度にありました悪臭に関しましては、夏の間につくしヶ丘と駒場地区で悪臭がするというようなことで、職員が現地に赴きまして確認をしております。その悪臭の原因までは、そのときにはこれだろうというようなことはつかめなかったということなのですが、職員の感覚的にはでん粉系のおいしがしたというようなことを聞いております。

平成23年度につきましては、ちょっと今手持ちでそういった情報を持っておりません。

○金兵委員

今、原因はつかめなかったということだったんですけれども、平成23年もちょうど2件だったということで、もしかしたら同じところなのかなと。もし、同じところなのであれば、原因の究明というのは必須なのかなというふうに考えますが、においの感じ方というのは人それぞれのところもありますので、一概にはこうというのは言えないとは思いますが、やっぱりにおい、住民はもちろん、観光客にとって網走のイメージがくさいものだというふうに思われてしまうのも、もったいない話になりますので、その辺についてはもう少しきちっと答えをしていただきたいというふうに思いますけれども、この苦情に関しては一応解決をしたという状況でよかったでしょうか。

○梅津生活環境課長

そのときのおいがでん粉系だったということもございまして、やはりそのでん粉系といえば、北浜のほうにありますでん粉工場のおいが苦情の原因になっていることは多々ございます。それで、そちらについてはそちらのほうにも記載してあります悪臭の調査ですね、そういったものを定期的に行ってございまして、そういった中で、規定値を超えるような場合があれば、文章なりで通知なりをして指導をしているといったような状況にございます。

○金兵委員

今後ともしっかりとした対応をお願いしたいと思っておりますけれども、もし可能であるならば、この平成23年度の継続性ということについても、もう一度調べていただきたいなというふうに思います。

続いて、47ページにあります生ごみ処理機普及支援事業だったのですが、こちら以前からずっと継続されている事業だというふうに理解はさせていただいています。たしか、平成23年度におきましては電動式処理機の助成件数が1件だったということで、それはタイミング的に生ごみ処理を網走のほうでやっていく方向性を打ち出したことが原因ではないかという答弁もいただいていたかと思うのですが、ちなみに堆肥化容器助成件数というのが今年度から再開という形だったのですが、これ平成24年度から再開した理由というのをまずお伺いしたいのですが。

○梅津生活環境課長

以前やっていたのはコンポストですね、平成15年度まで行っていた助成事業だったのですが、コンポスト自体の値段も下がってきて、購入するのにもそんなに助成するほどの負担もないだろうということで、その当時はやめた経過がございます。それで、再開した理由ということなのですが、電動式の生ごみ処理機も台数的にそんなに申し込みもないということもありますが、生ごみに関しては、やはりごみの中でもかなり大きなウェートを占めるごみであるというのは以前からお話のあるとおりなのですが、そういったこともございまして、その生ごみを少しでも減らしたいというようなことから、電動式であれば電気代もかかるでしょうし、購入するにもかなりの高価なものであるといったようなこともございますので、コンポストを使っていただいて、少しでもその生ごみを減らしたいといったようなことから、再開をしたというところでございます。

○金兵委員

それであれば今後も、これは今度は二本立てでと言っているのかどうかわからないのですが、電動式とコンポストの両方を継続していくという考え方に変わりはないということでしょうか。

○梅津生活環境課長

委員のおっしゃるとおり今後も継続して電動式とコンポスト、その他の生ごみ処理容器、そういったものの助成は継続していきたいというふうに考えております。

○金兵委員

平成24年度から電動式処理機助成につきまして、今まで一度助成を受けた方であっても、もう一度助成を受けられるというふうに変ったかと思うのですが、この平成24年度の5件について初めての方、二度目の方ということで、実績というのはどのようになっているかお伺いします。

○梅津生活環境課長

電動式の生ごみ処理機5件申し込みがございまして、このうちの1件につきましては過去に助成を受けた方でございます。残り4件については新規の申し込みがあった方でございます。

○金兵委員

これ、ちなみにコンポストのほうも、以前受けられた方がまた受けるということは可能なのですか。

か。

○梅津生活環境課長

同様に過去5年間に助成を受けていない方であれば、それは同じような要項にさせていただきます。

○金兵委員

理解させていただきます。

それで、平成24年度に関しては予算現額40万円に対して、両方合わせて16万4,000円と、決して多い数字ではないのかなというふうに思います。平成25年度に関しては予算額が、たしか27万円に減額になっていたかなというふうに思いますけれども、やはりこの事業を進めていくためには、やはり使っていただかなければいけないというふうに思いますけれども、助成をふやしていくための取り組みについてお伺いさせていただきます。

○梅津生活環境課長

やはりふやしていくということであれば、こういった制度があるというのを周知して御理解いただくといったようなことが必要かと思えます。これに関してはホームページにも掲載されてございますし、定期的に広報でお知らせをしているといったような状況でございますが、やはり先ほども言ったとおり生ごみに関しては、大きなウェイトを占めるごみだということですから、そういった広報には力を入れていきたいというふうに考えております。

○金兵委員

昨年度の答弁の中で、住民説明会ですとか宅配トークがふえてくるということが見込まれますので、その中でもPRをしていきたいということもありましたけれども、そのようなことは平成24年度にありましたでしょうか。

○梅津生活環境課長

最近、余り宅配トーク自体の申し込みがそんなにないというようなこともありますので、そういった機会があればPRをしていきたいというふうに考えております。

○金兵委員

これから市のほうの最終処分場など、今後いろいろと進んでいくところもあります。市民の興味もまた高まりを迎えてくるのかなと思えますので、周知方法についてはいろいろとさまざまな場面工夫を凝らしてやっていただきたいというのがあります。

最後に、この電動式処理機助成件数、買っても

らったらやはり使ってもらわなければいけないということで、今、636件助成件数がありますけれども、それが今現在使われているかどうかのモニタリング調査をやったらどうかということで、昨年度も質問させていただきましたけれども、それについて何か進めることがあれば教えてください。

○梅津生活環境課長

今、実際に使っているかどうかの確認をしたかどうかという内容だと思いますが、アンケート調査の中で、どれぐらいの頻度で堆肥化処理機を使っているかというような問いがございまして、そのような内容で調査をしております。

○金兵委員

過去に助成された方々に対するアンケート調査を行ったということですね。

○梅津生活環境課長

はい。

○金兵委員

それで、実際使われているかの把握はされたということだと思いますけれども、それは結果としてどうだったのか。

○梅津生活環境課長

これが平成17年から平成22年までに助成をした方74件ございまして、そのうち転出した方ですとか、そのときに網走にいらっしゃらなかった方もいらっしゃいますので、対象者が66件ということだったのですが、それでアンケート調査が戻ってきたのが54件ということでございまして、その中で、生ごみ処理機の使用頻度はどれぐらいかという問いがございまして、その中で、購入したが現在使用していないという項目で8名いらっしゃいました。率にしますと14.8%ですから、約15%の方が何らかの理由で機能は使っていないという回答をさせていただきます。

○金兵委員

今後この事業を進めていくのであれば、その原因分析というのも多分必要になってくると思います。よりよく広い形を行く市民の方に使っていただくような努力をするためには、そういった部分を調査した上で、今後の助成につなげていくときのPRにつなげていっていくということが必要だと思いますので、その辺についてもしっかりとやっていただきたいということを要望して、終わります。

○林健康管理課長

先ほど金兵委員のほうからお話ありました、コンビニ受診の関係なのですが、こちらの網走厚生病院の抽出となりますけれども、平成24年9月から11月までの救急外来の診察内容の内訳というです、患者数としまして1,135名、処置なし薬のみという方が24名、11%、点滴検査等が64%、入院を要する方が15%です。

○金兵委員

平成24年度の9月から11月の3カ月間の数字だということだったので、その数字から原課としてはどのようにとらえていますか。

○林健康管理課長

こちらは厚生病院のみのデータとなっておりますので、詳しいことは申し上げられないのですが、ただいわゆるコンビニ受診が医療機関の医師の疲弊を招いているということもお伺いしておりますので、こちらは平成24年度ではないですけれども、今年度から24時間電話相談とかで対応をして、できるだけ医療機関に負担のないように取り組んでおります。

○金兵委員

この救急医療体制づくり、そのコンビニ受診の抑制のため、医療機関の疲弊を招かないためにやるというのは、私も重々理解しています。それがやっぱり結果として結びついているかどうかということ进行分析しないと、それをやり続けていって減らなければ全く意味のない事業になってしまいますので、その分析はきちっとやっていただきたいと思います。

それで、これで効果が出ないなら、また違う方法ということも考えなければいけないので、やってますよというので終わる事業であってほしくないということを申させていただきます。

以上です。

○梅津生活環境課長

先ほど御質問のありました、金兵委員からありました平成23年度の苦情の内容ということで確認をしてございます。1件につきましては、シンナー系のおいというようなことでございます。もう1件につきましては、水産加工系のおいということでございますので、平成24年度のケースとは別なものというふうな認識でございます。

○金兵委員

わかりました。

○七夕委員長

山田委員。

○山田委員

私のほうからは、成果報告書の39ページの花いっぱいのまちづくり推進事業について質問させていただきます。

この花いっぱいのまちづくり推進事業は、結構長年行っていると思いますけれども、平成24年度で何回目になるのかと、それとその当時これをやろうとした背景は、あるいはその要請はどのようなものがあつたのでしょうか。

○影近市民課長

何回目かという御質問でございますけれども、先ほどの開始のきっかけとあわせて御説明させていただきますが、実は平成元年、北海道はまなす国体がございましたときに、歓迎の意味を込めてボート会場ですとか、駅前ですとか花を飾るというふうなことがございました。せっかくそういう機会が設けられたので、今後もそういうことを踏まえて、花による潤いのまちづくりに取り組むということで進められた事業でございまして、事業開始年度から25年目となっております。

○山田委員

今の説明で約25年たったということです。それはわかりました。この花の苗の供給先というのは一定のところからされていると思うのですが、今後もその安定的な供給ができるような状況にあるのかなということなのですか。

○影近市民課長

花いっぱい運動にかかわる部分につきましては、主に町内会でございますけれども、そちらのほうに申し込みをいただいて、全部というわけにはいかないものですから、上限の本数は決めておりますけれども、供給をしている状況でございます。そして、それに対応するために、申し込みをいただいてから花を用意するというのは非常に難しいものですから、前年度から業者さんのほうにお願いをしまして、およその本数を育てていただいておりますので、今後も安定的に供給はできるのかなというふうには思っております。

ただし、予算の関係もございまして、全て要求どおりに本数を供給するということでは、なかなか難しいものがありますから、上限設定については、このまま今後とも続けていきたいというふう考えております。

○山田委員

今のでわかりましたけれども、前年度に町内会が毎回申し込むのか、あるいは一度申し込んだ町内会には自動的に花を供給していくのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○影近市民課長

毎年申し込みをいただいております。その背景には、町内会でもことはしないですとか、例えば町内会の取り組みでことはできないですとか、そういうことがございますので、毎回申し込みをいただいているところです。

○山田委員

今のお話で何となくわかったのですが、実は、最近の町内会の動向、始めてから約25年たって当時四、五十歳だったら、結構高齢になっていて厳しいというところが結構言われるのですよ。

それで、毎年うちのほうにも来ると。何とかないかいという相談もあったもので、それは町内会の事務局と言ったらあれなのですが、毎回どうですかということを出しているのか、あるいは向こうからことしもお願いしますという形になっているのか、その辺どのようなやり方でしょうか。

○影近市民課長

こちらのほうから毎回御案内を申し上げまして、参加をいただける場合については本数等を言っておいただくという状況でございます。

○山田委員

今のでわかりましたので、うちの町内会でも対応があるので、そのことに従ってやらせたいと思います。

それで、もう一つ、最近花の苗をもらった後、通路というか歩道のところに木をずっと植えている町内会もあるんですね、市できれいになるようにとやっているのですが、最近その木がかなり大きくなって、葉っぱが夏になるとかなり広がるのですよ。その下に花を植えてちょうだいと言われてるので、そこに皆さん植えるのですけれども、ことし割と熱かったのですけれども、雨が降らないこともあったのですけれども、雨が降ったとしても傘になって水が来ないので、皆さん家から水をかけて、頻繁にやらないと枯れるということで、その花の苗も花の植生もいいのですけれども、上にあるその木ですね、木は何か

らないものかなという相談も受けているのですよね。この辺というのは調査しないと何事もわからないと思うのですけれども、そのような話は役所のほうには来られているのでしょうか。

○影近市民課長

直接的にそういう御相談はちょっと受けているというふうには聞いておりませんが、こちらの勝手では言わせていただければ、植える場所については、どこに植えてくれということは指定をしておりませんで、各町内会のほうにお任せをしているという状況でございます。一部には直接植えている町内会もございますし、プランターに植えて、それを道路のところに置いていただいているというところもございます。それは各町内会にお任せをしているという状況でございます。

ただ、今、お話しにあったように、上の木が大きくなってきて、葉っぱが落ちて、なかなか水が行き渡らないというお話でございますけれども、恐らく道路の植樹ますに植えられている木ということでございますので、その木を切るということになりますと、所管としては土木管理課ですとか、都市開発ですとか、そっちのほうになってくると思いますので、その辺についてはちょっとこの場でどうするというお答えができないので、御理解をいただきたいと思います。

○山田委員

そのとおりだと思うのですが、町内会の方の中で、役所からいただいたものだから公共的な場所に植えなければいけないと。自分のところの敷地には植えないんだよという人がいたので、果たしてその扱いとして、見える場所に当然花を植えるのですけれども、個人の敷地に植えても問題ないのか、どの程度かというところなのですけれども。

○影近市民課長

あくまでも市の予算で、公共的な施設ですとか、公共的な用地に植えていただくということで提供しているものでございますので、御自分の場所に御自分の敷地に、御自分の物として植えていただくということではございませんで、その辺はしていただかないようにはお話をしている経過はございます。

○山田委員

わかりました。たまたま町内会の方から質問が来て、僕も余り答えられなかったもので質問いたし

ました。

それで、平成25年やられまして、確かに夏になるときれいだなというふうに、私も皆さんも思っているのですけれども、町内会でできなければ、前の年に断ってもいいのだよというふうな感じなのですが、その辺は、町内会によっては断りづらいとか、街路樹を見ると全部きれいになっているので、自分の家だけ断りづらいとかと言ったりしているのですよね。それはよくわかるのですけれども、この辺ちょっと、今後まちづくり懇談会等で、もう25年たったのですから、この花の植え方とか、そういう関係について一度住民の皆さんに問いかけていただきたいのと、要するに続けていく上でどういう問題があるとか、そういった平成25年の反省を含めながら今後やっていくかもしれませんので、その辺をちょっと検討していただきたいというような、一応要望にして終わります。

次に、救急医療体制の事業なのですけれども、40ページ。

先ほど、金兵委員も質問されましたので、質問された分に関しては省いて質問するのですけれども、予算の関係で予算どおり実行されているというふうに聞いていますけれども、この運用委託費というのがあるのですけれども、これは全体の予算の割合はどのぐらいで、その運用委託費の使い方とか、その配分の方法はどのようになっているのでしょうか。

○林健康管理課長

委託のほうなのですが、市と医師会との委託契約となっておりますので、ちょっと配分内容まではうちのほうでは把握はしていない。斜網地域としましては2,050万円ほどなのですが、そのうち網走市は1,450万円です。

○山田委員

斜網地区のことは考えなかったのですけれども、お互いにシェアしていると思います。それで、今言ったのは、この委託運用費は医師会のほうと契約しているから、一応医師会のほうにそれを補助金でないのですけれども、そのような形でお渡ししていると。それによって当番病院が、不利益という言い方も変なのですけれども運用できるように、例えば、いつでも対応できるように、そこで待機してもらおうお医者さんの費用とか、そういうものに使われていると考えてよろし

いですか。

○林健康管理課長

救急医療の体制につきましては、医師会のほうで救急医療部会といいますか、救急医療の関係を取り仕切るところがありますので、そのほうへの配分となっております。

○山田委員

わかりました。一応お任せという言い方は変なのですけれども、こういうことをすることによって医療体制を確かに安心して自立してやれると。私たち市民も安心して病院に行ける体制ができるというふうに一応理解しておりますので、継続してやっていただきたいというふうに思っております。

あとは先ほど金兵委員がほとんど言われましたので、次の質問に移らせていただきます。

○七夕委員長

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 再開

○七夕委員長

休憩前に引き続き、再開をいたします。

質疑を続行いたします。

山田委員。

○山田委員

次に質問ですけれども、41ページのドクターヘリ事業加入負担金事業であります。

簡単になのですけれども、これは地域住民にとってはドクターヘリをスタートしたということでは、非常に安心なものであります。そこで、昨年決算を見ますと、出勤回数が北見1件、斜里1件で網走はゼロということで、大変喜ばしいというふうには思います。ただ、このドクターヘリをお願いするということなのか、あるいは病院で手配するのかちょっとその辺がわからないので、どのような利用の仕方なのでしょうか。

○林健康管理課長

ドクターヘリの要請の流れなのですけれども、消防機関、または医療機関がドクターヘリ要請専用ホットラインに要請をかけての出動となります。

○山田委員

重大な症状とか、けがとか、そういうときに医療機関がやるという形でいいのですね。

○林健康管理課長

医療機関及び、例えば事故が発生して通常の消防救急ではちょっと難しいとか、本当に救急を要するという場合には、消防機関からもホットラインへ要請可能ということになっております。

○山田委員

今のでわかりました。基本的には個人でお願いするということはないということで、わかりました。

次の質問に移ります。生活習慣の改善推進PRで、43ページです。

先ほど、金兵委員も質問いたしましたので、それに重複しないところをちょっと質問したいのですけれども、健康レシピということで、確かに広報か何かに入ってます、募集をされておりました。これを見て、自分も出そうかなと思ったのですけれども、やめたのですけれども、なかなかレシピというのはほかの雑誌やなんかから拾ってくるのではなくて自分独自で考えるものですから、なかなか難しいなというのを思ったところです。

そこで、ちょっと市のホームページを見ますと、網走市食生活改善協議会推進員が、広報あばしりに毎月、今月の一品として健康レシピを載せているようなのですけれども、それとの関連は全くさせないで応募のみでやるというのか、ここも一つの何か同じように扱えるのかなと思ったりしたのですけれども、どうなのでしょう。

○林健康管理課長

公募ももちろんしておりますし、先ほどちょっとお話しさせていただいたのですけれども、食生活改善協議会のほうのレシピのほうも、あわせてこういうのもありますよというのも周知しながら、あわせて整理していきたいと考えております。

○山田委員

僕もこの辺で少ないと聞いたので、そこをそう見て参考になるなと思ったのですけれども、市のほうでも当然参考になるというふうに思われたので、いろいろなレシピがあると楽しいので、ぜひ次の雑誌までこぎ着けていただきたいというふうに思っております。

そこで、ここにはカニチョッ筋のことが出てますけれども、カニチョッ筋体操、これがホームページを見て僕も一度やったことがあるというか、ある大会で網走市の保健師の方が来て指導し

ていただいたことがあるのですよ。ラジオ体操より少しレベルの高い健康的な体操だなど、音楽もなかなかいいというふうに思っているのですけれども、このトレーニングの指導師は網走市の保健師以外にも何人かいて、いつでも要請があれば来れるような状態なのではないでしょうか。

○林健康管理課長

現在は基本的にはうちの保健師と栄養士等が中心になって、要請があれば指導のほうに行かせていただくということで対応しております。

○山田委員

ちなみに、これ多分無料ではないかと思うのですけれども、有料ということはあるのでしょうか。

○林健康管理課長

依頼があれば無償で出向いております。

○山田委員

わかりました。一応ほかのことは先ほど金兵委員が質問しましたので、これぐらいにいたします。

次の質問なのですけれども、潮見墓園整備事業ということで、44ページです。

この墓園事業は、ことしの10月から供給開始であるというふうになっています。応募やなんかも多分あると思うのですけれども、現在応募はもう大分埋まっているのでしょうか。

○梅津生活環境課長

問い合わせですとか、あと事前の用紙とかの交付は既に行っているのですけれども、実際の受け付けは10月1日からということになってございますので、10月1日を過ぎないと応募状況についてはちょっとわからないというところでございます。

○山田委員

わかりました。10月以降でないとわからないことですね。多分統計上、間に合うよという言い方は失礼なののですけれども、応募者全員に当たるような感じだと思うのですけれども、その辺統計上どうですか。

○梅津生活環境課長

今までの傾向から見ますと、やはり区画墓地につきましては、年間20件から30件ぐらいの申し込みが来るだろうというふうに予測はしておりますが、まるっきりの新規の区画がもう既になかったということで、もう一度貸し付けて返ってきた区

画しか今までなかったというような状況でしたので、また新たな区画ができたということですから、そういった点では例年よりは多くなるのではないだろうかというふうに予想はしております。

○山田委員

一応人生の最終地のようなものですから、ちょっと言い方が、余り質問していないのですけども、これも大事な部分なので供給できるような形で今後もお願いしたいと思います。

次に、食品廃棄物減量化推進事業ということで、48ページ、実はこの事業自体は予算も含めて金額的に大したものではありません。これは飲食業者を対象に食品廃棄物の減量化をしましょうというこの啓蒙のポスターづくりとかなんかで、私もその飲食店で見たことがあります。

当初、最初のころはそれを見て、残したらお持ち帰りしましょうとかということがあったのですが、実は飲食店によってはお持ち帰りをしないでくれと、なぜかと言うと、食品衛生法の問題があるので、ここで全部消費してくださいということですね。物を減らそうという効果は必要以上に本当は注文しなければいいのですけれども、たまたま残るということで、少しこれからは視点を変えまして、家庭での食品を捨てないような取り組みも必要でないかなというふうに思っています。

それで、テレビなんかで見ているのですけれども、食品の一番でかいのは食品会社なのですよ。ここには食品会社はそうないので、余り関係ないかもしれませんが、日本では年間1,700万トンが、平成22年の推計で廃棄されていると。食べられる食品というのはその中で500から800万トンというふうに推計しているということなのです。米の収穫量が813万トンですから、相当なものでありまして、ここは私たちの取り扱える部分ではないのですけれども、消費期限とか賞味期限というの、あるいは納入期限というの、これはいろいろあるのですけれども、一番大事なのは私たちの家庭で年間15キロぐらい捨てられているということなので、啓蒙としては飲食店というよりも、網走広報の中で、そういう取り組みを一つ入れていったほうが効果的かなというふうに思っていますけれども、その辺ちょっと、家庭の取り組みを啓蒙していくという方法はいかがなのでしょう。

○梅津生活環境課長

委員からお話しありました賞味期限切れとか、そういったものの廃棄というのはもちろんあると思うのですが、そうならないように買い物をしていただくですか、買い物をする際に買い過ぎないようにするといったような啓蒙は必要かなというふうに考えております。

また、昨年度実施いたしましたエコクッキングにつきましても、野菜のふだんは捨てられてしまうような部分ですとか、あと果物の皮ですとか、そういったものを使ってできるだけごみを少なくして、処分場に持ち込まれないようにというような啓蒙活動的なことでやっておりますので、その部分につきましては、今年度も同じように実施する予定でございますので、そういった機会を通じて周知できればというふうに考えております。

○山田委員

今のお答えのようにやっていくということで、なかなかこれは個人・家庭の問題ですから、難しいなというふうには思っています。ただ、今回はこの事業に関して、市民及び飲食店事業者等に向けてできているポスター、ステッカーという形ですけれども、飲食業界から何かこれこういうものがもう要らないのではないかと、言い方変ですけれども、何か反応ありますか。

○梅津生活環境課長

ポスターとかステッカーに関して、そういった意見というのは特に来ておりません。こちらのほうでは把握しておりません。

○山田委員

別にこだわることもないのですけれども、何となく店によって何か対応が違うという感じがしましたので、この質問をしたわけです。大したことではありませんけれども、この辺を今後の参考にさせていただきたいと思います。

私の質問は、これで終わります。

○七夕委員長

井戸委員。

○井戸委員

私から何点か、確認を含めて質問させていただきます。

先ほど高橋委員のほうから、郊外集会施設のエアコンについてお話があったと思うのですけれども、指定管理という部分で管理されていると。7台設置しましたよということで、大体1カ所23万

円程度と。利用者に関しては、指定管理のほうに任せているので把握していないということだったのですけれども、エアコンの使用について施設独自で基準というか何度になったらエアコンを稼働しますだとか、そういった基準というものは設けているのかどうかというのをお聞きしたい。

○影近市民課長

郊外施設のエアコン設置につきましては、先ほども申し上げましたとおり、ちょっと離れていて気象条件も非常に違うということもございますので、市としては基準を設けていないという状況でございます。指定管理者のほうには、何度という設定をして、それ以上でないと使えないというようなことにはしておりませんで、独自の判断に任せていいという状況でございます。

○井戸委員

ということは、使用頻度とかは、市としては把握していないというふうに受けてよろしいですか。

○影近市民課長

そのとおりでございます。

○井戸委員

電気代というのが、使用すればかかってくると思うのですが、普通の電化製品に比べて大きな電力を使うわけで、そういった部分で電気代というのが発生していくと思います。その施設での電気代等の支払いになるとは思いますが、無駄のないようにというか、そういった部分で使われることに努めていただきたいというふうに思います。これが1点です。

次の質問に移らせていただきます。

成果報告書の40ページになりますけれども、交通安全教室についてお伺いいたします。

この事業に関しまして、子ども向けの交通安全教室が32回と、高齢者が40回と、回数は非常に多い回数で交通安全教室というのはされているというふうに理解いたしますけれども、中身が重要なというふうに考えます。

特に子どもたちに関しましては、自転車の乗り方とか交通事故に起きる可能性が高いと、自転車は加害者にもなりかねないという部分で、この指導が大事ではないかというふうに感じているのですけれども、そういった内容の指導はされているかということをお聞きいたします。

○影近市民課長

自転車の乗り方につきましては、子ども向けという交通安全教室では、幼稚園、保育園、それから小学校、中学校ということになるのですけれども、幼稚園、保育園については、自転車の乗り方ということではなくて、横断歩道の渡り方ですとか、右左をきちっと見て渡る、そのやり方については、それぞれの施設といえますか、幼稚園、保育園と協議をしながら進めているところでございますけれども、基本的には校外に、町にちょっと出て横断歩道を渡るようなこともやっております。小中学校につきましては自転車の交通安全5原則という教則本等をお配りをして周知を図っているという状況でございます。

○井戸委員

教本などで周知を図っているという部分で理解いたしました。実際土木だとか、建築業関係の事業所で交通安全教室というものを学校に出向いて行っているというふうに認識していますけれども、こうしたものと組み合わせて実際のグラウンドを使ってだとか、自転車を用いてですとか、こういった部分に注意しようというものをを用いてやる、その土木業者、例えばトラックが走ってくると、こういった部分で自転車が陰になりますだとかという具体的な部分を用いてやる方法というの也被えられるかなというふうに思うのですけれども、その辺どうですか。

○影近市民課長

ちょっと名称は正しいかどうかわかりませんが、建築業界のほうで、そういうような活動をされているというふうには聞いておりますし、一度潮見小学校でやった部分を見学させていただきました。大型のトラック等を持ってきて、交通安全の啓蒙を図っているという状況でございますけれども、それは独自にやっているということでございまして、この交通安全教室と組み合わせてやられているということでは、現状の中ではございません。

ただ、今後についてはそういうことも研究といえますか、交通安全ですからいろいろな団体と連携をとりながらやっていくということは必要だと思いますので、ちょっと課題として受けとめさせていただきますと思います。

○井戸委員

ぜひ課題としていただきたいというのと、もし、そういった事業所との一緒にこの教室を行う

ということが難しいのであれば、独自に、実際に自転車をを用いてやっていただくようなこともひとつ検討できるのかなというふうに思いますので、その辺をよろしくお願い申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

○七夕委員長

近藤委員。

○近藤委員

私からも2点ほど伺いたいのですけれども、瀧沸湖水鳥・湿地センター管理運営事業について伺いたします。これは平成24年度にオープンをしまして、施設を運営している市としての結果についての受けとめ、評価をお聞かせ願いたいと思います。お尋ねいたします。

○吉村生活環境課参事

平成17年にラムサール条約登録湿地ということになりました瀧沸湖で、環境学習や保全活動の拠点として環境省が整備していただきました瀧沸湖水鳥・湿地センターにつきましては、昨年度の5月23日にオープンいたしまして、おっしゃられたように開館262日で1万7,071名の利用者の方があったところでございます。

内訳としましては、個人が7,354人、団体が9,717人といった内訳になりまして、1年間の利用者数でいきますと2月が最も本当に多くて5,003人、次いで11月2,281名となっております。

1年目ということもありまして、当初予定しておりました1万人という規模が1万7,000人を超えた人数になったわけですが、利用者の月別から推移いたしますと、網走市への観光入り込みの団体客の入り込みにあわせて、施設のほうにも来られていただいたというような結果が見えてくると思います。

1年目ということで、昨年度については利用者が来ていただいた方への施設への概要説明といったものが大きなウェイトを占めるような管理運営でございました。

ただし、1年目ということで利用された市民の方などは二度、三度、これから利用していただくための何か事業戦略が必要というふうに考えておりますので、2年目のことし以降、近隣の地域の方が何度も足を運んでいただけるような事業を検討しているところでございます。

○近藤委員

かなり踏み込んだ答弁をいただきました。

今、お話の中にあつたように、当初は丸々365日ではないのに1万人程度を想定していたのだけれども、1万7,000人が入ったというお話でした。それは1年目取り組みとしては非常に評価をすべきところなのかなというふうに思うのですが、見立てよりも多く入った背景というのは何なのかというような分析をされているのでしょうか。

○吉村生活環境課参事

実際1年目ということで、ラムサール条約登録湿地関係市町村北海道ラムサールネットワークといった、関連した団体の紹介等を開催誘致としておりますので、この分などは1割程度予想を上回るような結果となっております。

○近藤委員

こういった取り組みを2年目、3年目以降も続けていただいて、やはりたくさんの方に来ていただくというのが設置をした当初の目的にもかなうのかなと思います。私も個人的に何度かお邪魔をさせていただいているのですけれども、こういう反応があります、一緒に連れていったお客さんの反応としては、見る物はもっとないのですかというふうな反応なのですね。つまり施設としてはあるのだけれども、やはり滞在時間としては、頑張つて30分ぐらいかなと思います。あと、いろいろと関連のグッズや商品も買ってみたいのだけれども、そういったものも余りないということで、先ほど御答弁の中にも、これからいろいろな仕掛けが必要だというふうにはお話しあつたのですけれども、やはりその滞在時間を延ばすような仕掛けであるとか、あと地元の市民の人たちが二度、三度足を運んでもらえるような仕掛けをもう少しやっていかなければいけないのだなという部分は、先ほどの答弁からもわかつたのですけれども、もう少し具体的に今後こういうことをやってみたいというようなものがあれば、お示しいただきたいと思います。

○吉村生活環境課参事

お話しのとおり、地域の方が何度も足を運んでいただくこととか、観光客が満足度を高めて帰っていただくということがリピートにもつながってくるというふうに認識しております。ことしにつきまして、平成25年4月から職員が昨年度の臨時職員2名体制でありましたところ、1名嘱託職員を採用しております。嘱託職員が特に自然ガイド

に専門的に知識を有する者を採用したこともございますので、最新の自然情報を毎日管内で更新する、もしくはそのいらしていただいたときに、鳥を観察する種類が少ない場合などに、資料を通じてこういった鳥がこういう形で湊沸湖にいるのだというようなことを、専門ガイドのほうからの解説の時間を多く取るなどして、満足度を高めるようにはしております。

また、自然環境施設ではございますけれども、地域の方に気軽に立ち寄っていただくための行事として、ミニコンサートなどの実施も平成25年度は事業として計画しているところでございます。

○近藤委員

わかりました。新しくつくった施設ですので、しっかり魂を入れて活用をしていっていただきたいというふうに思います。

私はからの質問は以上です。

○七夕委員長

平賀委員。

○平賀副委員長

何点か質問させていただきます。

最初に成果報告書の39ページです。

市民活動センターの管理運営事業について伺います。来館者数が平成23年度は2,000名を超えていたというふうに思いますけれども、それが約400人減っている状況があります。実際に取り組み内容等を見ると、これを見る中では平成23年度と平成24年度ではそんなに大きな変化はない、取り組み内容はないのかなというふうに思いますが、一方で、平成23年度には市民活動の活性化の部分について、アンケート調査を行って、平成24年度にその他の事業を行ったということだと思いますけれども、そのこともちょっと成果の中では実績として見えてこないのですけれども、その辺総合的にどのような状況なのか、この市民活動センターの管理運営について見解を伺いたいと思います。

○影近市民課長

まず、1点目の来館者数が減少したという部分でございますけれども、その部分については、トータル的な利用者が減っているということでございまして、来館者数は若干減少してはございますけれども、電話相談ですとか、そういうところがあるというふう認識をしているところでございます。

それと市民アンケート調査に基づく事業ということでございますけれども、平成24年度に6月

15、16日に、これは市の事業という形で、市民団体、まちづくりアンケート調査をもとにして異業種といたしますか、活動内容が違う団体も含めたトータル的なボランティア活動に携わります市民団体意見交流セミナーを初めて開催しております。

その中で、活動内容や方針が違うので、意味がないのではないかという御意見も一部ございましたけれども、グループ討議の中で、その違った、今までかかわりのなかった団体で話をしていると。その中で一つの問題の解決方法が見出されるということもございまして、今後の道筋を考える一つの指標にもなったのではないかとというふうに考えております。

○平賀副委員長

一定の評価をされているということなのだと思います。よくある話でして、市民活動団体で活動の方向性が違ったり、内容が違うところが集まると、最初のうちは余り意味がないという意見は、これ確実に出る話で、どこも同じなのですね。それは今、課長の答弁のとおり、実際にやっていくと一つの団体では解決できない問題が、違う活動のする団体と結びつくことによって解決されると、こういったことがふえてくるので、それでもって意義があるというふうになってくるというのは、これはもう既に研究というか、各地域で取り組まれた成果として、もう明らかになっているものですから、ぜひ積極的にやっていただきたいのですけれども、それらを受けて今後どのような方向性で、ボランティアセンターとしてのことがどうしても評価に強調されるのではないかと思いますけれども、市民活動センターとしての、市民活動の支援という形ではどのような方向性で今後展開されていくのでしょうか。

○影近市民課長

市民活動センターとしての役割ですけれども、直接的な市民活動等の団体の事業に携わるということではなくて、情報提供ですとか、そういうやられる方の支援に携わることが非常に大切なことというふうには思っております。

また、ちょっと話が別かもしれませんが、今、民生児童員ですとか、網走女性団体協議会、ロータリークラブ、青年会議所、市民活動サポート、ケアマネジャー連絡協議会、ほかにもありますが、市民

活動団体からの委員12名からなりますボランティア市民活動部会を年3回程度開催をしております、意見交換を行っているところです。ここもいろいろな団体が携わっておりますので、ボランティアだけでなく、市民活動団体に対する支援をどうしたらいいとかいうことを、市民目線で検討をしていただいておりますので、そういう中からつながろう講座も開催しているという状況でございますので、一定程度市民活動、団体に対する支援にもつながっているのかなというふうに評価しているところです。

○平賀副委員長

先ほどの答弁の中にあった市民活動団体が一堂に会していろいろな意見交換をすると、そういった集まりのほうは今後も形を変えるかもしれませんけれども続いていくという考え方をお持ちなのでしょうか。

○影近市民課長

今申し上げたとおり、つながろう講座ですとか、市民活動センターの事業については、今の市民団体、活動団体からなる委員でやっているボランティア市民活動部会を開催しながら事業をします中で、その中で検討してもらうということは当然出てくると思いますけれども、今、異業種の、言い方はうまく言えないのですけれども、活動内容が違う団体が一堂に会して意見交換をしたことで、一定程度の成果が出ているというのは、皆さん認識をされておりますので、そうした中で今後も、何らかの形で続けていきたいというふうには考えております。

○平賀副委員長

ぜひ続けていただきたいと思うのですけれども、私もその場に実はいたので、御承知だと思いますけれども、進め方そのものがなかなか難しいということはあるんだと思います。それはなれてないからということもあると思うのですけれども、場合によっては社会教育のほうの力をかりて、ある程度ファシリテーターとしての力がないと団体の活動の援助を進めていけないので、社会教育のほうと綿密に打ち合わせをして、ファシリテーターを努めていただくようなことも考えるのが一つあると思います。

それから、北海道NPOサポートセンター、もしくは北見NPOサポートセンターのような市民活動のサポートセンターというのが各地域にあり

ますので、そういったところから人を派遣していただいて進行等も含めて、コーディネートしていただくというのも一つの方法だと思うのですけれども、そういったところとの連携も含めて、どのような見解をお持ちでしょうか。

○影近市民課長

意見交換会の後につなごう講座を11月に開催しているところですが、その中で、宇都宮大学の市民団体の活動にお詳しい広瀬先生を講師にお招きをした後に、4団体からの実践発表をしていただきまして、その後に広瀬先生が司会をしていただき、皆さんの討議をしていただいたという経過がありまして、その部分については非常に皆さんがわかりやすかったと、よかったという評価をいただいております。

ただ、一方で、その部分1人の広瀬先生ですとか、そういう講師の方だけに頼るということにも限界があるのかなと思ってますので、今御提案があった部分については、ボランティア部会等に協議をしたいというふうに考えております。

○平賀副委員長

特に、北海道NPOサポートセンターは活動の実績も長いですし、さまざまな場面で市民活動のサポートだとか、こういう市民活動のサポート拠点そのもののサポートも、もう長く手がけている実績もありますから、そういったところとも連携していただきたいと思うのですけれども。

そこで、実はNPOサポートセンターが北海道のサポートの運営しているメーリングリストのシステムがあるのですね。そこにさまざまな市民活動の情報が流されてきて、それぞれ皆さんが見ながら情報交換をしているのですけれども、網走からの情報はほとんどないという現状なのです。恐らくこの網走の市民活動センターもそのニュースをうまく活用できてないのではないかなと思うのですけれども、その辺を含めて積極的に情報発信ですとか、ほかの地域の活動を知るという意味でも大事だと思うのですけれども、取り組みをされてはいかがかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○影近市民課長

市民活動センターの事業の一つの中に、助成金情報の提供及び助言という項目がございます、それは一つの絞った内容でございますけれども、それを北海道サポートセンターの情報ですとか、

そういうものを登録している団体に流すというようなことも行っております。ただ、今、おっしゃったように逆サイドに逆側に情報が流れてないという現状があるとしたら、それについてはNPO法人の方ですと北海道サポートセンターのNPOサポートセンターの情報を見る機会も非常に多いと思いますので、その辺についてはちょっと協議をしていきたいというふうに考えております。

○平賀副委員長

ほぼ見たことないですよ。私も見ているのですが、網走からの情報というのは、ほぼ見たことがないので、そこについては検討をしていたきたいなというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

同じく46ページの住宅用太陽光の発電普及事業に関係して伺います。

年々その件数もふえているんだろうなというふうに思いますけれども、平成24年度決算額は予算現額より少ないのですけれども、傾向としては、太陽光の発電のシステムを導入したいという方はふえているという認識で間違いないかどうかを、まず確認させていただきたいと思います。

○梅津生活環境課長

住宅太陽光発電の関係でございますが、昨年度につきましては、当初予算が25件分のところを申し込みが44件あって、補正予算ということでお願いをして対応をしたというような経過がございますが、実は今年度におきましては、今のところ低調でございまして、申し込み期限も8月の末までだったのですが、申し込みも予算上25件見ていたのですが、今のところ14件の申し込みでございまして、まだ枠があるということで、期間を延長して申し込みを受け付けているといったような状況でございます。

○平賀副委員長

PRを含めてちょっと進めていただきたいなと思うのですが、恐らく傾向としてはふえていくのではないかなというふうには思います。そこで、1点確認をしたいのですけれども、この住宅用太陽光のシステムというのは、電力会社に余剰電力を、もし発生すれば売電をするというシステムのことだけを指すのでしょうか。もちろん自分のところで使うのですけれども、使った分で余った分を北海道電力に売電をするというようなシステム

のみを指すのかということなのですけれども。

○梅津生活環境課長

売電は売電ですし、買うものは買うのだというふうに認識しておりますけれども。

○平賀副委員長

もっとわかりやすく伺います。北電の電力網に接続しないシステムもこれは対象にするのかということをお伺いしたいというふうに聞いたら、わかりやすいでしょう。

○梅津生活環境課長

北電と契約した者のみということになっております。

○平賀副委員長

1週間か10日ぐらい前だったと思いますけれども、北海道新聞の夕刊にも実は載っていたのですが、網走の事例として載っていたのですけれども、最近少しずつ北電に売電することを想定しない住宅用の太陽光というのが、オフグリット発電と言いますけれども、ふえつつあるというふうに思います。まだまだ少ないのですけれども、そこも対象の範囲に広げていくということは、その省エネルギーにとっては意味があることだというふうに思うのですよね。現在対象になってないということですので、件数が少ないのであれば、そのオフグリット発電も対象にすべきではないかなと思います。最大の違いは導入コストが明らかに低いということです、住宅用の太陽光の一般の北電のシステムに接続するものよりもはるかに低い金額で導入をできるものですから、9万円の補助ということですのでけれども、9万円の補助があればシステムによってはこれで経費の半分を全部賄えたり、3分の1程度賄えたりするぐらいの金額になるのですけれども、そういった部分を対象に広げていったらいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○梅津生活環境課長

今後、対象にするかどうか、調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○平賀副委員長

急な話だというふうに思いますので、いろいろ調査をしながら、ぜひ対象にさせていただきたいと思いますが、その部分も恐らく一定のニーズがこれから出てくる部分だというふうに思いますので、ぜひ研究をしていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

事前にいただいた決算委員会資料の23ページを見ますと、廃棄物の処理の関係なのですけれども、町内会の集団回収支援金の実績がちょっと載っています。それが平成23年度までは、いろいろばらつきありますけれども、順調にその時点で伸びつつあったのかなと思うのですが、平成24年になるとずいぶん落ちていて、トン数が減っているのですけれども、これは何か原因があるのでしょうか。

○梅津生活環境課長

支援金の金額でございますが、トン数も若干減ってはいるのですけれども、単価の見直しを行いまして、キロ当たりの単価を5円から4円に1円下げたということかと思えます。

○平賀副委員長

たしか、金兵委員が予算委員会でそのことを質問したことがあったなと思いますけれども、1円落とすと、こんなに落ちるんだなということがわかりました。その結果を受けて実施されている各町内会などの団体のほうからは、何か意見は上がってきてますでしょうか。

○梅津生活環境課長

実際に周知等は早目にいたしましたので、下がったんだねというような話はありませんけれども、逆に町内会のほうからは下がっても集団回収には協力するよといったようなところもございました。

○平賀副委員長

今のところ実施団体も8団体減ったというところで、これが原因なのかどうかは、まだわからないと思うのですけれども、仮にですけれども、減少傾向がずっと続いていく実施団体、続いていくとなると、この1円下げたところを再評価しなければならぬかなというところも、もしかすると出てくるかもしれませんけれども、市としては、その実施団体が減ってくる、もしくはふえてくるということに対しては、現状でどのような評価をそれぞれ持っていらっしゃるのでしょうか。

○梅津生活環境課長

単価を5円から4円に下げたことで、当然トン数的には変わらなくても、それ支援金は金額にすれば落ちるとするのは、まず御理解いただきたいということと、あと件数につきましては、平成23年度の支援金の実施件数が232件で、平成24年が

224件、8件減っておりますけれども、件数、トン数ともに金額を下げたことでの影響はさほどないのかなというふうにとらえております。

○平賀副委員長

すいません、質問の仕方が悪かったかもしれませんけれども、現時点では多分そういう判断されると思うのですけれども、この後、実施団体の数が減少する、もしくは増加するというのが、もしかしたらあるかもしれないわけですね、このことが理由になって。こういうふうになったときには評価を見直すということもあるのかなというふうに思っているのですけれども、実際に実施団体が減っていくこと、ふえていくこと、そのことについて市はどういうふうにとらえているのですかということをお伺いしたいと思います。

○梅津生活環境課長

現在のところ、さほど影響がなかったというふうにとらえておりますので、今後下がってくるような傾向があれば、やはり広報なり、本来のこの事業の目的なりをよく御理解いただいて、回収トン数をふやすように努力していきたいというふうには考えております。

○平賀副委員長

実際実施団体や回収できる数が、ふえていくことが望ましいというふうに考えているということだというふうに思います。金額が下がったことの影響かどうかというのは、まだ今後の推移を見ていかなければわからないことだというふうに思いますけれども、万が一、その減少傾向が続いていくようであれば、そこが一つの要因だということになる可能性は十分考えられると思いますので、本来であれば、ここは下げるべきではないというふうに思っているものですから、そういった傾向が続くのであれば再度見直しをかけるということも含めて、引き続き検討をしながら事業実施に当たっていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○七夕委員長

ここで、昼食のため休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○七夕委員長

休憩前に引き続き、再開をいたします。

質疑を続行いたします。

飯田委員。

○飯田委員

国保の関係につきましては、さきの一般質問でもいろいろ出ました。国保の現状からすると、非常に厳しいというか平成23年度は平均4,100円下がった保険料になりました。ただ、平成24年、平成25年もそうなのですけれども、繰越金などがなく、上がっている現状になります。さきの一般質問でも、所得割だとか資産割だとか、平等割だとか、そういう関係で資産割の関係で研究するというような答えもありましたけれども、私のほうからは今の本当に大変な現状を決算上どうあらわれていくかと、どう対応していったらいいかということから伺います。

国保の収納率の推移という資料をもらっています。この中で、国保の不納欠損状況というのがありますけれども、これは23、24、24となってますけれども、これは22、23、24の間違いですね。

○永倉保険年金課長

失礼いたしました。この表につきましては、22、23、24というふうに訂正させていただきたいと思います。

○飯田委員

それはわかりました。

それで、初めの国保の収納率の推移で、私も平成22年度の決算のときに若干議論をさせていただきました。収納率の推移によって赤字になるか黒字になるかという、収納率だけ見ればですね、そのときの議論としては、予定収納率を決めていれば、それを上回れば理論的には黒字になるということなのです。それから言うと、平成22年度の時も、予定収納率より上がっていました。それで平成23年度に平均値下げという形になりました。平成23年度で現年度分で92.98、滞納分で13.6、平成24年度は現年度分で93.59、それから滞納分で16.34となっています。このときの23、24とあるのではすけれども、予定の収納率というものは設定しているのでしょうか。それをまず伺います。

○永倉保険年金課長

予定収納率でございますけれども、予算の作成時及び賦課決定時におきまして、予定収納率を作成しておりまして、平成24年でいきましたら、当

初予算時におきましては、一般分、退職分でございますけれども、一般分につきましては、92.2%、退職分につきましては95%という形で当初予算を組んでおります。実際5月に保険料決定の際に求める保険料を見込んだときにおきましても、一般分92.2%、退職分95%と、予算と同じような形の中で収納率を組んでございます。

平成23年度につきましては、ちょっとこちらに資料がないですけれども、同じような形で見込んでいるというふうな形になっているかと思えます。

○飯田委員

それで、この数字というのは決算書の中の270ページと271ページの中に国保の歳入が載っています。その中で、医療給付費分現年分、後期高齢者支援金分現年度分、介護納付金分現年分となってますけれども、これがすぐ右が予算で、その次の271ページの調定額があって、最終的に収入済み額というようなことで、現年分が93.59%になったということよろしいのですね。

○永倉保険年金課長

委員のおっしゃるとおりです。

○飯田委員

それと滞納分は、4、5、6の医療給付、後期高齢者支援金、介護納付金の滞納繰越分と、これが予算を組みまして、実際は調定分の、例えば医療給付分の滞納繰越分は1億四千九百何がして、実際入ったのが2,438万6,099円、こういうことでよろしいのですね。医療給付分には実際入ったのは1億619万8,604円、収入済み額ですね。医療給付分は1億4,910円が2,438万円の収入、それから後期高齢者支援金分が実際調定として滞納繰越金があるのが2,400万円が385万円の収入、それから介護給付滞納繰越金が2,066万円が、272万円ということよろしいのですね。

○永倉保険年金課長

おっしゃるとおりでございます。

○飯田委員

それで、収納率16.34と滞納繰越分が入ってきたというのは、平成23年度を上回って16.34ということになって、現年度分も、それから滞納繰越分も収納したということです。これは前年度の決算委員会でも3点ほど挙げていました。現年給付のおくれに対して納入特例をしたと、それから保険料の軽減制度ができた、それから賦課限度額

を上げました、いわゆる介護分ですね、医療給付と後期高齢者分、合わせて4万円上げたので、それがならされたので収納率が上がったという、こういう認識でよろしいですね。

○永倉保険年金課長

昨年の決算特別委員会での答弁では、そういうような形になっております。平成24年度、今回につきましては平成24年度賦課限度額の引き上げはございませんので、そういった上昇の要因とはまた別な形になりますけれども、それとほかに、口座振替納入の促進という形で納付書送付時に、今、はがき型サイズの口座振込依頼書を一緒に入れて、口座振替の納入促進、または窓口に来た方々に対しても口座振替のお願いをというふうな形で、口座振替の促進を図っているような状況でございます。

○飯田委員

そういう経過からしまして平成24年度は平成23年度に比べるとどうか、実際保険料が割り出しまして、ちょうど平成23年度が値下げした分以上に国保料が、これは私見ているのは少人数の3人世帯の保険料の比較なのですけれども、そういうことで実際24年度はそういう形で上がってます。平成25年度を見ますと、今言った賦課料率を上げないでやりますと、若干ずっと上がっています。

私はこの中で注目しているのは、かなり収納率が滞納繰越分も上がったんです、かなりね。上がっているし、普通の収納率も一般と退職後含めても上がってます。これだけ上がったけれども、結果的には繰越金が非常に少ないということがありまして、非常に苦慮しているということがわかります。

そういう形で見えていきますと、7割軽減、5割軽減、2割軽減が適用されている階層があります。収入が最高限度が210万円で所得が130万円、ここまでが7、5、2と適用されてますけれども、ここでも平成24年度では4,100円から1万9,500円上がっていると。それから平成25年度も賦課料率上げないということでも、200円から3,500円上がっています。こうなりますと、私はとてもいろいろ一般質問でも言いました、さまざまな方法でやってもなかなか大変な部面というものが出てきます。問題は従来の議論から7割、5割、2割を適用されている人方のほかに中間があります。中間というのが収入でいって240万円、

実際所得は150万円です。収入が443万円の人は所得が300万円となってますけれども、ここが平成24年度は滞納の世帯というのが非常に、下のほうの世帯と比べても多いというのがわかるのです。例えば80万円から150万円の所得のほうでは、1,232世帯が世帯数があったとしても208世帯、1.7割が滞納を占めています。それから、150万円から300万円、ここも1,331世帯から滞納が239世帯、1.8割となっています。

こういうことからいくと、中間層も非常に厳しいということがわかります。こういうことから、さまざまな問題が発展してくるのですけれども、まずその原因として今までの予算特別委員会だとか、代表質問なり一般質問もありました。国の負担率ということからいきますと、実際小泉改革のところあたりから、5割近くあったのが4割なり、4割を切る状態になるということなのですけれども、現在は国の負担率及び、今、直接国から来てないというふうなことだと思うのですけれども、その関係はどういうふうになっていますか。

○永倉保険年金課長

国の負担率が少なくなってきたのではないのかというお話でございますけれども、基本的には、保険料50%と、それ以外の財源で50%という仕組みについては変わってございません。

保険料、今の収納率の見方でございますけれども、委員のおっしゃるとおり、該当する世帯につきましてはやはり軽減が働いているということで、滞納の割合も少ないような状況になっておりますし、高額所得階層になると、当然完納世帯が多いような状況の中で、所得の150万円から300万円階層につきましては、委員がおっしゃられるとおり、17%のような状況の滞納世帯があるという部分での認識でございます。

あと滞納世帯の推移といたしましては、やはり今収納率が平成20年度以降上昇しておりますので、それに伴いまして滞納世帯も減少している現状でございますので、そのことについても述べさせていただきますと思いますけれども、平成21年度の滞納世帯は1,014世帯でございました。平成22年度が932世帯、平成23年度は871世帯、平成24年度では827世帯という形で減少している状況でございます。

滞納者につきましては、払えるのに払わないというような方と、やはり諸事情によって払えない

という事情がございます。そういった形の二通りの部分での滞納という部分はございますので、その部分の滞納がなぜしているのかという部分の見きわめが、非常に大切なのかなというふうには認識しております。

○飯田委員

原課の認識ではそうなるのですけれども、私は国の負担、50対50で変わらない、実際に一般財源化されていますよね。国から直接道に一般財源化されていると思いますけれども、その辺の経過はどのようになっていますか。

○永倉保険年金課長

平成23年度からの財政構成といたしまして、国の負担、療養給付費負担金というものでいきますと34%、国の調整交付金が9%で、道の調整交付金が7%ということで、合わせて50%というふうな形になっておりますけれども、平成24年度からまたその財源構成は変わしまして、療養給付費国庫負担金の部分につきましては32%、2%減じられまして、その分道の調整交付金7%から9%に変わったという財源構成の入れ違いはありますけれども、50%という仕組みについては変わりございません。

○飯田委員

そこはまた議論になるのですが、ここでは深追いしません。実は一般財源化すると道の裁量で決まるものですから実際道はそのほかに、以前は道内の各自体に12億円の補助金を出していました。それが6億円に減って、段々減って、今はもうなくなってしまったのです。そういうことも市町村の国保財政の圧迫化というか赤字化に拍車をかけると。

もう一つは、やはり共済や会社と違いまして、使用者負担がないと、これも一般質問等で状況を説明してますけれども、実際網走の国保も全国国保と同様に年金者がふえていると。いわゆる高額所得者を上回る年金者がふえると。年金者というのは当然初めの年金のうちはそれなりに高い年金だったのですけれども、今はほとんど年金が安いというほかに、介護保険料なりさまざまな面で取られるということがありますので、私は介護保険料は天引きなのですけれども、国保を払えるまで余裕がないというような実態があると思うのです。

そういうことから、私はやっぱり国がそういう

形で一般財源化して、負担割合をさまざまな形で調整金という形で減らしてきているということについて、私は非常に怒りというか、国のこういうような国保財政に対する責任がとれないと。

もう一つは、後期高齢者支援分というのがあります。これは老人保健のときの拠出金もそうなのですけれども、後期高齢者そのものというのは廃止になる予定でした。それが今、まだ先送りで存続しているのですけれども、今後の見通しとして後期高齢者支援分というのは、どの程度の重みになっていくか、見通しはありますか。

○永倉保険年金課長

後期高齢者支援金のこれからの部分でございすけれども、後期高齢者医療保険のほうの医療費に対して4割支援するという内容でございすけれども、後期高齢者の被保険者数が年々確実にふえている状況の中で、医療費も当然右肩上がりです上がっている状況があります。

そういったところから考えますと、そういった流れでいくと各保険者である、もちろんこの国民健康保険に対しても、そういう支援分という形での負担はふえてくるような状況になっていくのかなというふうには感じております。

○飯田委員

収納率が上がると、滞納繰越分の収納率も上がっていても依然として構造的なものは変わらないということは、はっきりここ平成24年度の決算見てもわかると思います。

それで、実際国保世帯はこの決算のやつでは、市内の人口の1万8,223世帯、3万7,880に対して5,970、6,000ちょっとぐらいで推移しています。加入率が三十二、三%、被保険者数は1万1,000近くということになっています。市内の雇用関係です、そういう関係からいくと、3分の1は占めています。そういうことからいうと、これから原資というのですか、所得階層としてはだんだん下がってくる、7割、5割、2割に近い世帯が年金者で入ってきます。年金が少ないからどんどんそういう形になると思うのですけれども、それらに市としてどう対処していくのか、その辺の考えはありますか。

○永倉保険年金課長

委員のおっしゃるとおり、今後の世帯の構成推移を鑑みますと、少子高齢化という部分でいきますと、若い世帯の被保険者の加入割合は少なくな

る一方、65歳以降の前期高齢者の加入者の割合がふえると。そういった中で、そういう年金者がふえていく、所得が少なくなっていく中で保険制度、網走市においてどうかという部分で考えますと、なかなか保険料の所得の階層の中での保険料率という形になりますので、改めてその人方の階層に応じて軽減を設けるとかというのは、なかなか網走市独自の中では難しいのかなというふうに判断しております。

○飯田委員

悪循環ですよ。滞納すると、結果的には滞納繰り越しすると、払えないというふうな悪循環がどうしても。先ほどは滞納者は減ってはいるのですけれども、根本的な問題が解決しないで減っていても、いつかはその循環になるということはわかると思います。それであるからこそ、他の自治体はやはり網走も法定外繰り入れは今していますけれども、本格的に保険料を下げて収納率を上げるというために法定外繰り入れを行っています。こういう議論はずっとしているのですけれども、やっぱり今の基金がなくて、繰越金がなくて保険料が上がって行って、今のところ収納率が上がってはいるけれども、それ以上の頭打ちになったときにどうするかということになりますと、やはり法定外繰り入れも考えなければならないという場面も出てくると思うのです。

それらは、私どもが要求はしているのですけれども、そういう事態もある程度想定しているのかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

○永倉保険年金課長

国民健康保険料の上昇を抑えるためという部分でいきますと、やはり国の財政支援が不可欠であるというふうに感じております。国庫負担金の引き上げなど、国保の財政基盤の拡充強化を図るためにも、国の責任と負担において実効ある措置を講じるように、それらは今までもそうですけれども、これからも国に要望しているところでございます。

当市におきましては、委員おっしゃるとおり、今現在基金がございません。ですから、最近黒字の部分の繰越金につきましては精算に伴う返還金を除き、保険料上昇を抑えるための部分で財源等にしております。そのほかに法定外の繰越金の考えということでございますけれども、そのことにつきましては一般会計と協議をいたしまして、今

現在につきましては、人間ドックや脳ドック等、特定健診等の健診事業に伴う保健事業の部分と、地方単独事業であります医療助成の上昇分に対する補填という部分で、繰り入れしている部分でございます。やはり保険料の上昇が料率に伴いますので、そのことを鑑みたときに、やはりまだほかの対策もということを考えてときに、平成24年度におきましては出産育児一時金、法定内で繰り入れしている部分であります。この部分につきましては、3分の2の繰り入れが法定内という形のものなのですが、その3分の1を法定外という形で、これも一般会計から繰り入れして全額繰り入れをして、繰り入れ総体としては法定外としては多く繰り入れしている状況でございます。

○飯田委員

その辺は非常にきのうの財政の議論にも直結するのですけれども、やはりお金がないとできないということもありますけれども、やはり工夫すれば、やりくりすれば生み出す部分というのがあります。一度出せばずっと続くのではないかなというふうな危惧がありますけれども、やはり特に滞納が減っているといっても、所得が低い7、5、2割軽減の方がもう0.81、1.23とちょっと油断するともう滞納が10割以上いく方々ばかりの層です。これらの軽減は実際に7割、5割、2割でなくて、8割なり9割なりの適用もしないと、払っていかれないのではないかなというふうな率になっています。

そういうことから含めても、私は財政等のやりくりで、全市民の保険の3分の1を占める国保に対して、やっぱり政策的なもの、前にも一般質問しまして全市的なことでなくて一部のというふうな表現で、拒否した経緯がありますけれども、やはり全市的な課題として、国保料の法定外繰り入れも含めた支援策を私は考えていくべきだと思いますけれども、副市長どうですか。

○大澤副市長

国保会計の現状につきましては、委員が今回ばかりでなく一般質問、その他のところでもいろいろお話しなさっているとおりでありまして、非常に国保会計も厳しい状況にあり、それから実際に被保険者も階層別によっては非常に負担感の大きい状況だというのは理解をしております。

今、担当課長のほうからもお話がありましたが、法定外繰り入れの部分につきましては、いろ

いる我々としても、今一つの例で、出産一時金の部分などにつきましては、3分の1をさらに上乘せして一般会計からの負担にするだとか、福祉、医療影響部分につきましても、拡大の措置をして繰り入れの額をできるだけ多くするような方針で進めている状況もありまして、その結果、平成24年度の料率、その他が決定しているという状況にあります。

私どもとしては、そういった工夫もしながら、国保会計の健全な運営も含めていろいろ進めているところでもありますけれども、制度自体がやはり一単独で考えるということは、厳しい部分もございまして、国に対する要請その他については、引き続き全道市長会、全国市長会を通して要請しているところでもあります。

一律に保険料を下げるというようなお話もありますけれども、やはり今の仕組みの中では、現行の形で進めざるを得ないというところがございます。法定外の繰り入れにつきましては、いろいろな工夫をしながら来ているところでもありますから、その辺のところは御理解をいただきたいというふうに思っております。

○飯田委員

今後のまた議論になると思うのですが、平成24年度決算の状況を見た範囲の中での議論だったと思いますので、引き続きそういう考えをしっかりと持って、やっていただきたいと思います。

それと結果的には国保にかからないというふうなことからいきますと、当然要望ということがあります。

国保事業の中にさまざま予防ということで、プールの高齢者への支援というふうなことも入っているのですが、今度新しく市民プールが健康というようにしっかりした表看板を持って登場します。通年化になります。そういうことからいうと、それも含めて国保と健康管理、保健センターの提携ということもあると思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○永倉保険年金課長

今現在65歳以上の市民の方のプールの利用料金という形で一部助成しておりますけれども、国民健康保険加入者においても、今現在は実際は保健センターのほうをやっているところなのですが、保健センターのほうに負担をしているとい

うふうな状況でございます。今後新しいプールが建設された以降も、そういった流れの中での検討はしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○飯田委員

この際、思い切って補助といっても高齢者の方、プールそのものはふだん地上ではなかなか大変ですけども、水中の入ると動けるというような利点を持っています。

そういうことも含めたプール利用もあると思うのですが、そうなりますと、当然プールを使う頻度があります。そうなりますと、使用料の問題も出てきます。しっかりと、その辺が国保でも連携して手当てするというふうな方法は考えているのでしょうか。

○大澤副市長

プールにつきましては、こういった形での運営をとるか、それからそのプールを活用して健康増進、それから予防等々、どういう打診をしていくかというのは、これからの問題だと思っています。

いずれにいたしましても、通年化されるわけがありますし、スポーツの振興にあわせた形の、それとは別な形での健康増進という意味合いも強く持ってますので、こういった形での要望に向けての支援策があるのかということについては、これからの問題だというふうに思ってますので、プールが開設するまでにはいろいろなことを考えていきたいというふうに思っています。

○飯田委員

副市長は常々健康増進的機能ということで、今回も、通年化についても申ししております。そういうことから言うと、やはりこれからの委員会審議も私どもも総務文教でありますし、健康増進ということであれば生活福祉委員会に直接関係すると思います。そういうことも含めて、議論をされていくのですが、やはりそういう方向性をしっかりと持って、利用しやすいでなく積極的にかわっていくと。特に、料金の面でも気兼ねなく、毎日行っているぐらいの、そういうような形をとるというふうなことも含めて、私は各委員会のほうでもそういう話も出てくると思うのですが、理事者のほうの提案する場合も、そういうような方向でいってほしいと思います。要望です。

それから、短期証と資格証明書の件に移りたいと思います。

資料に短期証と資格証明書がのっています。平成24年度で3カ月の短期証で89人、それから資格証明書で1減っています。その原因はどのようになっていますか。

○永倉保険年金課長

ここ数年やはり短期証、資格証明書につきましては、減少傾向にございますが、収納率にもやっぱり影響しているものかというふうに思っておりますけれども、資格証明書のほうの解除要件としましては、滞納額の50%以上の納付を行っておりますけれども、納入誓約書があったり、今後のそういった見通しの中で、分割納付ができるというふうな世帯につきましては、もちろん解除をするような形をとっておりますし、特別な事情があって病院等にかかる必要があると、そういったことが事情が考慮した場合には、資格証明書を発行しないというふうな形になっておりますし、今現在、3カ月短期証につきましても、平成24年2月1日が489件という形で、以前から比べると減ってきている状況にありますし、ことしの9月1日現在でいきますと、短期証は401件と、資格証のほうにつきましては30件というふうな形で、まださらに減ってきているような状況にございますけれども、やはり接触機会をふやすということに尽きるのかなというふうに思っております。そういった形で納入意識を出していただくような形で、そういった事情を考慮する中で短期証が減ってきているのかなというふうに思っております。

○飯田委員

さらに減っているということなのですから、資格証明書自体が10割払わないと窓口で払ってから、後から償還払いという形の、特に私は資格証明書そのものというのは、どちらかというで見せしめ的な要素が強いので、これは極力発行しないという態度を見続けてまいりました。

それに続く3カ月の短期なのですから、実は納入相談を前から強めていって、極力事情がわかるというふうなことになりますと、実際の医療給付なり、現場ではある程度わかっていると思います。これは市税とタイアップしますと、市税ではなかなかわからない部面というのがあります。特に市税の納付の場合は、ある程度市税にこのぐらい払って国保料にこのぐらい払うというとき

に、どうしても私の経験から言うと、高目に税務担当者は設定する傾向があって、国保をわかっている原課では、やはりその辺の事情がわかっているものですから、税務担当者より事情を知った納入相談はしているのではないかなと思うのですけれども、今後とも、そういうような現場がわかる納入相談ということでやってもらいたいと思うのですけれども、いかがですか。

○永倉保険年金課長

国保の徴収につきましては、市税を担当している納税係のほうと担当が同じなものですから、当然市税につきましても、国保につきましても滞納している状況については、もちろん私も以上に徴収担当者のほうが把握しているというような実態にあるのかなというふうには思っております。

○飯田委員

そのような実態がわかっていると言うのですけれども、やはり実際収納相談になりますと、どうしてもその人の置かれている今までの状況だとかというのは、なかなか判断できないということが私の生活相談の中でもありますので、その辺は極力気をつけてもらいたいと思います。

あくまで本来3カ月ごとに更新する登録証ではなしに、私は資格証明書は極力発行しないで、3カ月のやつも、6カ月、1年なりでしっかりと、基本的な命を救うということから、そういう方向でやってもらいたいと思います。

次に移ります。後期高齢者医療制度です。

後期もさまざま予算特別委員会等で議論しました。特に病気の重症化を防いでということで進んでいるのですけれども、実際後期高齢者は広域連合でやっていますので、なかなか網走の実態が直接広域連合に届くかという、保険料を決めるのもそうですし、何もかもこの広域連合で決めるものですから、こちらにおりてくるとするのは、大変な部分というのは承知しています。

ことしの春の予算特別委員会のときに質問しましたが、やはり病気の重症化を防ぐには検診だということで、検診そのものを広域連合がつくりました。その中で、網走の検診率の低さというものがわかったのですけれども、平成21年度から統計とりまして全国で23%、道で11%ちょっとですけれども、網走で8.2%だったと思うのですけれども、現在どの程度になっていますか。

○永倉保険年金課長

平成24年度の状況でいきますと、後期高齢者の健康診査の状況といたしまして、網走市における受診率は9.68%、全道では11.33%という状況の中においては、まだ全道に追いついていないような状況でございます。

○飯田委員

全道的に見まして、かなり差があります。北見あたり見ますと平成23年度で17.59%と、網走の倍近くいっております。実際何が原因かということは平成23年度、24年度の決算としてお考えでしょうか。

○永倉保険年金課長

検診の受診率が低いという要因なのですが、やはり75歳以上の方ですから、もう既に病気療養等によって通院等をされている方もおられるというふうな状況でございますけれども、そういう方も実際高齢者の検診は受けられるのですけれども、通院等によりそういった形の検査を受けておられるという部分があるのという部分と、あと国民健康保険につきましては、40歳から74歳までの方が特定健診を受診されている方なのですが、特定健診の受診を終えた以降も75歳からでもまた継続して受診が受けられるというふうな認識を広めていただければ、伸びるのかなというふうには思いますけれども、この後期高齢者の検診につきましては、全道やはり低いところもありますし、北見のようなところもございますけれども、やはり全道においても11.3%なので、私どもとしてもこれを目標にという形では進めていきたいというふうには思っております。

○飯田委員

実は、平成23年の3月に後期高齢者健康診断受診率向上に関する実践事例というのが出されているのです。これは非常に平成22年度の予算が、おくれにおくれてぎりぎり届いたというふうな経緯はあるのですけれども、これが平成24年度に網走市ではどのように生かされていきましたか。

○永倉保険年金課長

実践事例ということに伴う部分で、私どもがそれに伴って何かをしたかという部分については、特段その実践事例に伴ってそういう啓発という部分については行ってないような状況ですが、ただ、広報というふうな形の中では、市の広報誌なりに後期高齢者医療制度のパンフレットなり、あと健康管理課で発行して全戸配布してます

部分にも載せておりますので、啓蒙啓発という部分では、周知のほうはそれなりにいっているのかなというふうには思っているのですけれども、実践事例に伴う部分についての活用という部分はされていないような状況です。

○飯田委員

実際このアンケートの集計表等を見てますと、一つには人手不足と書いてあるのですよ。二つ目には予算不足、三つ目には時間不足ということになってまして、そういう中で生活習慣病の治療の途中にある方は多く対象外にしているということも一つの原因だというふうな、事例集ですからあるのです。こういうことが結局受診率が低いところが、今言った形のが端的に出ているのではないかなと思います。

実際高いところは、こういった生活習慣病の治療を受けている方も途中でとまったりしていたり、あるいは全体でないですから全てを対象にしているのですね。取り組んだ結果として対象受診率になっているのです。やはり私は平成25年度になるのですけれども、平成26年度からでも遅くはないと思います。この実践事例に書かれている事例とともに、やはり実際生活習慣病の方々も対象に入れて、もう生かしていくしかないと思うので、その辺をしっかりと考えて、入れていてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○永倉保険年金課長

実際生活習慣病で糖尿病なり高血圧症でかかっている方が後期高齢者の検診を受けられないかという、そうではないのです、もちろん受診希望があれば受診できる体制にはなっております。

○飯田委員

ぜひ平成25年度の予算に生かすということで、やってもらいたいと思います。特に後期高齢者の場合は、実際高齢者を廃止するというような制度だったものですから、後期高齢者の方の怒りはここ何年も続いていると思いますので、そういうことで行かないということないと思うのですけれども、そういうことも含めてやってもらいたいと思います。

あとは、春のときもやりましたけれども、保険料の滞納です。

実際滞納をしまして、実際滞納処分というような事例があると思いますけれども、実態はどう

なってますか。

○永倉保険年金課長

後期高齢者におきましても滞納の状況はございます。平成22年度におきますと39件で、未収額は179万7,000円となっております。その滞納に対する差し押さえの状況でございますけれども、平成22年度でいきますと39件の未収額179万7,000円で、差し押さえ件数6件の5人で44万6,200円、平成23年度ですと、件数は28件の105万6,000円で、差し押さえの状況でございますと、6件の5人に対して42万6,800円、平成24年でいきますと、34件の未収金額が189万8,000円で、差し押さえの件数は3件の3人で16万9,500円というふうになっております。

○飯田委員

実際滞納処分の内容はさまざまだと思います。預金等がかなりあるのに、払っていないというふうな例もありますし、各市の状況もそういう経過があらわれています。網走でもそういう経過、同様の経過もあると思いますけれども、やはりそこは納入相談の中でしっかり見きわめて、機械的にしないということをやってもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○梅津生活環境課長

もちろん納入相談を前提にある中で、そういうふうな形で実施しております。平成24年度におきましては34人の方が滞納、未収が発生しているような状況です。その34人の内訳を私どもで確認しましたところ、軽減がかからない一般の方が24名、2割、5割、8.5割、9割軽減の方々が10名という形で、満遍なくという形ですけれども、低所得者という以外にこの34名中24名の方が、もちろん滞納するということですので、年金天引きではなく普通徴収で滞納している方なのですけれども、やはり納入意欲がちょっと少ないような感じの方というの、やっぱり見受けられますので、そういう中でこういう滞納処分もやむなしというふうな形の中でやっておりますけれども、ただ機械的にということをやっている状況ではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○飯田委員

これから加入人員がふえてきます。特に後期高齢者の場合は、年収が200万円以下の方が毎年1万人全国でふえていくというふうなのがはっきりしています。2年に1回は上がる仕組みになって

います、保険料が。そういうことからいうと、こういうような事態もあるのですけれども、そこはやはり今言った機械的でない、接触をしながら、事情を勘案しながら対処していくというのが現場の姿勢かと思います。後期高齢者医療制度そのものは、もともと廃止が決まっていたやつを先送りされた制度ですので、これには反対ですが、原課のやり方についてはそういうことで希望したいと思います。後期高齢者は終わります。

次に、ごみの問題です。

実際ごみ処理のことなのですが、現場が新しいごみ処分場になるべくの現地なり現在の処分場なりを、この間視察したのですけれども、現実的に今の状況ですと、ごみ処理場は予定どおり私の感じたところではなかなか開設がいかないのではないかというような印象を受けました。それを受けた上で、現在の処分場の延命ということもここ何年間議論されてきています。まず進捗状況と見通しをお聞かせください。

○梅津生活環境課長

ごみの処分場の進捗状況でございますが、先日開催いたしました説明会の中でも説明をさせていただきましたが、当初お示ししていたスケジュールよりは若干おくれるというような見込みにはなっております。しかし、最終処分場の埋め立て期限というのはもう決まっているわけですから、それ以上におくらすというわけにはいきませんが、当初計画していた破碎リサイクル施設、あと生ごみ、堆肥化施設の着工には少しスケジュールからはおくれるのではないだろうかという見通しでございます。

○飯田委員

そのおくれは直接やっぱり現に処分場の延命というように、私はつながっていくと、いつまでおくれるかということは、なかなか見通せないということもあると思います。関係機関との折衝などを含めまして、そういうことであれば、やはり現処分場を見た限りでは、かなりな分別というか、前々から問題になっているのは生ごみが一般ごみの約4割を占めるという現状で、先ほどから今回の議論の中で堆肥化だとか、それから焼却したり、処理機でやるというふうなことなのです。そういうようなことからいうと、私はそういうような方向ももっと強力に打ち出せば、現

処分場のおくれても対応できる能力をしっかりとつくっていかなければならないと思いますけれども、現在のままでいくと、現処分場はどのぐらいまでもつのか、それとも新たな生ごみ対策だとか、そういうのを徹底してやると、どのぐらい延びるというふうな試算というのは、そういうのはしているのでしょうか。

○梅津生活環境課長

今の処分場に関しましては、毎年10月の末から11月ごろに測量調査を行いまして、その時点であとの残余年数等を推測しております。去年の11月時点での残余年数は4年程度ということだったのですけれども、既に1年たちましたので、あと3年半程度ということなのですが、また同じように11月に残余測量を行います、かなりごみの量が上に来ているということで、ごみを埋め立てていって、その下がるどうしても覆土なりをして添圧されますので、ごみの量が下がるというようなことで、単純にそのごみは何立米入ったから、もうあと何年というような結果も出てきてないと、実際には、もうちょっと入るのではないかというような予想がされるような場合もございます。それに対するその延命策というようなことでございましたが、やはり最終的な期限までもたなかったときのことというのは、やはり考えていかなければならないかなとは思いますが、その辺はちょっと今後の予算編成に向けて、どういった方法があるのか、そういった時にお示しをしていきたいというふうには考えております。

○七夕委員長

飯田委員の質疑の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午後2時03分 休憩

午後2時11分 再開

○七夕委員長

休憩前に引き続き、再開をいたします。

飯田委員の質疑を続行いたします。

○飯田委員

何で生ごみの処理が大事かというと、4割を占めるということと、網走の場合は埋め立てていくものですから、さまざまな問題も発生します。

それで、実際昼前の話の処理機だとか、さまざまなコンポストなどがあります。私は新しい処理場になってからも市民の意識も含めて、この生ご

みの処理をしっかりやっていくと新しい処分場のいろいろな問題と、延命化というのですか、さまざまなものにつながると思うのです。そういうことからいいますと、堆肥化と、それから処理機ですと燃料と、焼いて小さくなりますから、その辺をもっと力を入れると。

もう一つは、今までの議論の中にトレーだとか、それから買い物袋だとか、さまざまなものがあります。そういうものも含めてのごみの減量化というのですか、資源化の中に減量化も含めて、私はもっと徹底してやるべきだと思うのです。それが今言った現処分場の延命のほかには新しい処分場の方向性も見出せると思うのですけれども、その辺の原課のお考えをお示してください。

○後藤市民部長

今ごみ処分場のお話でございますけれども、方向性につきましては基本計画にも定めておりますとおり、やはり分別できるものは分別をして、徹底した資源化を目指す。これはやはり今の処分場の延命策につながりますし、新しい処分場ができて市民の協力を得ながら大切なことだと思っております。

それから、先ほど処分場の時期のお話がございましたけれども、今現在、最終処分場の開設時期については、これについてはおくらせることはないようにと考えておりますけれども、その前段の生ごみ処理施設などについて、これの着手はおくれる予定だということです。

ただ、それにつきましても、現在福祉施策を利用しまして、民間が生ごみの処理施設を整備しているということはございますので、事業系ごみなどは、そういうところで処理されることによりまして、網走市の八坂の処分場の延命策を当然図られるだろうということも考えられるというふうに思っておりますので、市の予算措置の検討のほかに、そういう民間での活力の情報収入も含めた中で、延命策を検討していくということが必要だというふうに思っております。

○飯田委員

網走の分別は他の都市から来る方、特に転勤で来る方の公務員の方が大分多いのですけれども、結構網走の分別は緩いというふうなことの私は評価を受けて、他の都市の分別はかなり進んでいるなという印象を受けています。そういうことも含めての延命策なり新しい処分場への姿勢だと思い

ますけれども、いかがですか。

○後藤市民部長

今委員おっしゃられたとおり、他市ではかなり細かく瓶などについても分別をされているという方式をお聞きしております。これは市民の方にどこまで御協力をしていただくのか、またある程度そこをラフに集めて、市の事業としてそれを細かくしていくのか、そのバランスの問題があると思いますけれども、基本的にはやはり資源になるものについては、市民の協力を得てしっかりと分別をしていただいて、最終処分場の延命策を少しでも負荷をかけないような方向を、市民一丸となって進めていくべきだというふうに思っております。

○飯田委員

終わります。

○七夕委員長

ほかの委員で質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

では以上で、認定第1号中、市民部の所管に関する細部質疑を終了しました。

理事者入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後2時16分 休憩

午後2時17分 再開

○七夕委員長

休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、引き続き本日の日程であります、認定第1号中、福祉部の所管に関する細部質疑に入ります。

金兵委員。

○金兵委員

それでは、何点が質問をさせていただきます。

まず成果等報告書、50ページ中段にあります福祉避難所備品整備事業についてお伺いします。

それと確認という意味も含めてなのですが、こちら平成24年度で予算額198万円に対し決算額156万4,000円と、この金額内でこの事業がおさまってこの事業が完了したのかなというふうに思いますけれども、こちら福祉等施設18カ所に小型発電機を配備ということでけれども、これはもう予定どおり既に配置されたということで、よろしいのでしょうか。

○鳥井本社会福祉課長

委員のおっしゃるとおり18カ所に配置されてお

ります。

○金兵委員

理解させていただきます。

これ今後の方向性のところに、今後も、機器の維持管理に努めというふうにありますけれども、その維持管理について、設置された現場さんに依頼するのか、市として定期的に何か維持管理の行動というか事業を行っていくのか、その辺の考え方についてお伺いします。

○鳥井本社会福祉課長

小型家庭用発電機の維持管理についてですが、原則施設のほうにお願いするという形で進めたいと思っております。

○金兵委員

これは災害対策という事業だったと思うのですが、いざ使おうとしたときに使えないということが一番困ることだと思いますけれども、通常避難時にしか使わない予定なのか、たまに施設のほうにお願いをして使ってみていただいて、ちゃんと使えるかどうか確認するといったような、そういうことについてどういうお考えがあるのか、お伺いします。

○鳥井本社会福祉課長

施設に対しまして、発電機を貸与したときに、万が一の際に作動しないなどのトラブルが発生しないために、イベント時など年数回使用するよう伝えているところでございます。

○金兵委員

わかりました。

この事業に関しては、これで終わらせていただきます。

続きまして、53ページ、ひとり暮らし等高齢者緊急通報システム事業についてお伺いいたします。

こちら昨年度も御質問させていただいているのですが、こちらこれから超高齢化の進展に伴って重要度が予想されるということで予算のほうも年々増加されているのかなというところが見受けられますけれども、現在その使用状況についてどのようにとらえられているかお伺いいたします。

○児玉介護福祉課長

現在24年度までで、こちらの実績記載のとおり297台、さらにはこれに加えてまして高齢者の専用住宅でありますまちなか・あいむと、シルバー

ハウジング、これを合わせて60室ありますけれども、こちらにもこの設置台数プラスで機器を設置しておりまして、昨年の通報の件数、こちらが40件となっております。その中で救急車により病院に搬送された方が26件、その他については誤報ということで、状況としてはこのような状況になっております。

○金兵委員

こちらのシステム、その緊急通報という面と、あともう1点相談という機能もあったかと思うのですけれども、そちらについての使用状況についてはどうとらえておりますか。

○児玉介護福祉課長

この機器には緊急通報のボタンと相談ボタンと二つございまして、ただ相談ボタンにつきましては、これも24時間社会福祉法人等が対応する体制をとっておりますけれども、これは昨年もそうなのですけれども、正直なところ相談自体は余り利用されておられません。

○金兵委員

わかりました。相談がないことがいいことなのか、その辺はちょっと線引きとしては難しいところかと思っておりますけれども、状況としては理解させていただきます。

それで、こちら昨年度もお伺いしたときに、設置、撤去というふうに両方やられてまして、撤去したのに関しては新しいものは、また再利用するといったような方向性で事業を進められているということでしたけれども、ついているものが古くなって更新しなければいけないといったようなことはあるのでしょうか。

○児玉介護福祉課長

機器はかなり古いものも一部まだ残っているものがありますので、そういった部分が廃止された場合につきましては、随時交換をしてストックはある程度用意しながら運用しております。

○金兵委員

それが撤去されたときに、次に使うときには新しくするというので、設置されたものが古くなったから変えなければいけないといったことはないという理解でよかったですね。

○児玉介護福祉課長

古い機器で、もしふぐあい等が生じた場合は、修繕がきかない場合は新しいものと交換する場合もございます。

○金兵委員

ふぐあいの確認なんかは、その利用者さんからふぐあいがありますよという連絡というかそういう相談があったときに初めてわかるという、何かこちら市の方でちゃんと機械自体が作動しているかどうかの確認とかということはできるものなのですか。

○児玉介護福祉課長

例えば1番の場合であります電源等につきましては、もし停電も含めまして通電しないといった場合につきましては、通報のトラブルにつきましては機械が自動的にエラーのメッセージを消防署に出すという形をとっております。

○金兵委員

状況を理解させていただきます。これからさらに高齢化社会が進んでいきますので、今後とも高齢の事業予算額をふえていくといったことで、全てなるべく対応できるところは対応していくということになると思うのですけれども、原課としてもそういうとらえ方で間違いなかったでしょうか。

○児玉介護福祉課長

現在のシステムは、個々の端末の機械と消防署に置いておりますセンターのマシンをセットで運用しておりますので、このセンターのマシンのリースの期間がまだありますので、その間につきましては現在のシステムで運用を考えております。

○金兵委員

ひとり暮らしの方の心の支えというところもあるのかもしれないので、この事業を今後ともしっかり進めていっていただきたいというふうに思います。

次が、56ページ、児童福祉施設AED設置事業であります。これちょっと確認なのですが、こちら予算現額144万4,000円に対して決算額81万円、この年4台のAEDが設置されてます。たしか昨年度AED1台10万円程度でついてたかと思うのですけれども、この決算額についてお伺いいたします。

○松野子育て支援課長

AEDにつきましては、ことしについては設置台数4台ということで、児童館に設置をさせていただいております。その定価での設置予算額を見積もりましたけれども、実際的には入札を行った

結果、この金額への減額となったということでございます。

○金兵委員

予算現額は定価で組まれたと、決算額が4台で、1台大体20万円程度で済んだという計算になるのかなと思いましたが、昨年度もたしか入札で4台の設置に対して40万円程度でおさまっていたのですけれども、ことしが80万円になって倍額になったと。予算額との開きということではなくて、昨年度との比較でいくと、ここもちょっと高い機械が入ったのかなという印象なのですけれども、その辺についてはいかがですか。

○松野子育て支援課長

昨年からも委員からお話がありましたけれども、実際的にはことしもそう大きな違いはなかったのですけれども、今のところ新しくできました支援センターどんぐりと、それとこども発達支援センターということで、ここはもともと機械があるのですけれども、子ども用のパットがなかったということで、そちらのほうへ予算的な取り扱いということで購入したという経過がございます。

○金兵委員

ということは、機械4台プラス小児用のパット代がかかったからこの金額になったという理解ですか。

○松野子育て支援課長

どんぐりについては新たな設置をさせていただいたということでございます。結果的には5台とパットだけという形で、報告のほうでは4台となっておりますけれども、5台に訂正をお願いしたいと思います。

○金兵委員

ここは1台20万円の4台ではなくて、5台目があって、さらに小児用のパットがあるから去年よりはちょっと多く見えるよという理解をさせていただきます。

それで、私昨年度も御質問をさせていただいたときに、パット交換が二、三年に一度あるので、そのところに訓練を行うという答弁があったので、毎年やられたらどうかという御提案をさせていただいたときに、今後は毎年やる方向で検討したいということで、ことしの方向性のところにも定期的な機器使用の講習や訓練などを行うというふうに明記されているのですが、この辺の状況についてどのような状況なのかを、お伺いいたします。

○松野子育て支援課長

保育所にありましては、毎月の避難訓練ということで、毎月保育所の避難訓練時にこのAEDを持ち出しをして機械作動をするということで、取り扱いしています。

また、児童館につきましては年数回、毎月ではないのですけれども、避難訓練をやりますので、そのときも同じく持ち出しをして作動をさせるという形の取り扱いとなっております。

○金兵委員

今後とも定期的に訓練のほうをやっていただきたいなというふうに思います。

あと事業報告わかりやすく書いていただいたらいいなというのを一言述べさせていただいて、次に移りたいなというふうに思います。

次、57ページ、認定こども園つくし運営事業補助金、こちら平成24年の4月に開園をして、平成24年度1年間、現在でいえば1年半という経過がなっているところでございますけれども、こちらの市が運営をされてみて、当初市のほうで考えていたものと実際やってみての、何か課題みたいなものも現場から何か市のほうで聞いていることがあれば、お伺いしたいなと思います。

○松野子育て支援課長

認定こども園つくしにつきましては、園長とも何回か懇談をさせていただいております。その中では大変順調に推移しているということで、現状のところ課題等は今のところありませんと。そしてまた、入園の状況も非常にいい形で推移しているということでのお話でございました。

○金兵委員

それでは現状、今のところ開園してから特に大きな課題もなく順調に推移していると。この実績のところにある定員日数合計100名がマックスで、現状入園実数が昨年度が81名、今年度からは84名になったというところですのでけれども、この辺についても想定内というところのお考えでよかったですか。

○松野子育て支援課長

大体この程度かなというふうには考えてございました。

○金兵委員

わかりました。まだ始まったばかりというところもありますので、今のところ課題は出ていないというところでもありますので、今後もう少し

推移を見守っていききたいなというふうに思います。

最後に55ページ、子育てサポート事業についてお伺いいたします。

こちらの私のほう毎年御質問させていただいているのですけれども、現状原課ではどのようにとらえられているか、まずお伺いさせていただきます。

○松野子育て支援課長

成果報告のほうに書いてございます、実際的には平成24年度は登録会員数については依頼会員が174名、協力会員が80名、両方会員が25名で254名ということでございます。利用回数につきましては、481回というような形になってございます。

○金兵委員

登録会員数については依頼会員が174名、協力会員が80名、両方会員が25名で、それが昨年度より若干の増加が見られるのかなと。それとは逆に、延べ利用数については481回と、去年たしか760回、その前の年がたしか1,000回を超えていたと思うのですけれども、年々減少しているというこの現状について、当課ではどのようにとらえられますか。

○松野子育て支援課長

平成22年度でおおむね1,500人、平成23年度でおおむね800人、それで今回は480人ということで、利用回数については非常に減少している傾向にございます。これにつきましては、児童館や保育所の時間延長、さらにはそれぞれのところの時間延長ですとか、そういったことでの送り迎えですとか、その預かり保育ということで減っております。実際的には平成22年度ではそれらの送りとか迎えの後の預かり等が約1,000件ほどございました。平成23年度で約500件、平成24年度については200件ということで、この延長ですとか、それぞれの保育所、児童館でのそういったところでのサービスの拡充ということで、このサポート事業については登録会員数はさほど変更はないのですけれども、その回数が減ったというふうに追求してございます。

○金兵委員

それではほかの制度との兼ね合いでというか、それにして賄えているし、こっちは減ってきてもほかのところで賄えているので、問題がないだろうというふうなとらえ方なのかなというふうに思

いますけれども、マスコミの記事で問題点、課題として会員のほとんどが年配の方になったと。それで実際に活動できる会員が25人ほどというようなマスコミの報道があったのですけれども、それについて原課ではどのようにとらえられていますか。

○松野子育て支援課長

現実問題としてそう特別高齢な方が、お預かりできないような方々の登録ということではございません。それともう一つは、新たに会員登録ということで、年6回ほど新たに登録された方々の講習などをやっておりますけれども、おおむね2名、3名の方々が来ていただいておりますけれども、その方もほとんど30代、もしくは40代というふうな方々が来ていただいて講習を受けていただいていることもございますので、従来から登録されている方は御年輩の方も一部いらっしゃると思いますけれども、その20名とか30名ほどしか活動できる人がいないということではないというふうに理解してございます。

○金兵委員

それでは年代も若返ってきているし、このマスコミ記事にあるような、実際に活動できるのはそんなに少ない数ではなくて、活動されるのは協力会員のほうですのでマックス80名とは言わないまでもそれなりの数の方で対応されているというふうに理解しているということで、よろしいですね。

それでは、その同じマスコミの報道の中に、依頼会員のほうからの依頼に対応できない例も出始めているというようなこともあったのですけれども、当課ではどのようにとらえられておりますか。

○松野子育て支援課長

この社会福祉協議会に委託をお願いいたしまして、実際的には専門のアドバイザーということで、それぞれの依頼会員と協力会員の相互の連絡調整をやっております。現実的には委託先の社会協議会からは、この依頼会員に対して対応できないというようなことでの御報告等は受けておりませんので、実際的には依頼会員からの依頼があったものについては、協力会員の中で全て対応できているというふうには理解しております。

○金兵委員

それではマスコミの記事を信じていけないとい

うようなことで、市の取り組みがしっかりしているよというふうに理解させていただきたいなというふうに思いますけれども、ほかの一時保育であるとか、開園時間の延長と、この子育てサポート事業の中で全て賄われているというふうなとらえ方なのかなというふうに思っているのですけれども、それでは今後、この子育てサポート事業はちょっと減っていく傾向にあるのは、問題ないというとらえ方なのかなというところを、まずお伺いします。

○松野子育て支援課長

子育てにおいては、それぞれさまざまな状況での支援というのが必要になると思います。それぞれの制度の拡充等を行っていますけれども、この子育てサポート事業も会員数は減っても、その時々において非常に重要な事業だと認識しておりますことから、若干利用回数が減ったとしても、実際的には登録して必要としている方が多くいらっしゃるということの視点から、継続した中で少なくなったとしても続けていきたいというふうには考えています。

○金兵委員

私自身、この事業が減ってきたからやめたほうがいいと言っているわけではなくて、この事業がその子育てという部分に関して大切な役割、いろいろな役割がある中で、この事業もちゃんとあるからこそ子育てという部分が安心してできるんだという事業は、理解しているつもりであります。

その上で、人数が減ってきているということに関してもほかで賄われているからいいやというような考え方であるのか、この減ってきたことについて、数をふやしていかないといけないのかという考え方なのか、その辺の考え方についてお伺いします。

○松野子育て支援課長

これについては当然、市民に対してのこういう制度のPRだとか、そういう形でどんどん利用をいただけるものについては多く利用いただくということが前提として、実施をしていきたいというふうに考えております。

○金兵委員

それに伴って、周知の方法とかもいろいろと今後とっていただかなければいけないというふうに思います。

それで、さっきの話ではないのですけれども、依頼に対応できない例はないということだったので、それはそれでその答弁を信じたいなというふうに思うのですけれども、もし本当に依頼に対応できないケースがあったとした場合は、それについては、どちらかという先ほどの課長の答弁で言えば、ほかで対応できるようになってきたから、この事業が減ってきたというとらえ方をすれば、この事業で対応できないものに関しては、さらにそのほかの事業では対応できるものではないのではないかなという考え方もできるのかなというふうに思います。であるなら、その人に対してフェアでというか、ここが最後の砦というとらえ方がいいのかどうかかわからないのですけれども、ほかではできないから、ここでお願いしているということもあるのであれば、そこに位置づいてしっかりと対応していかなければいけないというふうに私は思っておりますので、この事業ですね、減ってきているというところもあります。それで新聞の記事を信じるのならば、そういうケースも出てきているということであれば、マンネリ化ではないのかもしれないのですけれども、ずっとこれが継続されているから、これがいいのか、さらに何か充実したものを、今、子ども子育て会議ということで全国的にも設置されまして、政府のほうもそれに力を入れていこうといった状況の中で、現状がいいのか、さらにもっと何かをしなければいけないのかといったようなことを考えたときに、例えばなののですけれども、今社会福祉協議会に依頼をされているという状況が、決して私悪いと言っているわけではないのですけれども、例えばプロポーザルなどで、ほかもっと、例えばほかにもできるところがあるかどうかはわからないのですけれども、今マンネリ化でずっとやっていて、続いて継続していくのであれば、例えば何か新たな発想を持っているところが出てくるような取り組みをしてみるという考え方もあるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○松野子育て支援課長

実際的には委託事業については、市が仕様という形でこのようなことで、このようなことでやってほしいということでの、ある一定の仕様がございまして、その仕様の中で実際に委託運営がされているという状況にございます。実際的には、さ

さまざまな状況でそれプラスアルファされる子育てに対する協力、または支援が必要ということであれば、当然市が実際的には皆さんの声をお聞きするなどの中で、こういったものの改正で、また取り扱いの変更が必要だということであれば、この業務委託の中でその取り扱いの変更をしていくということと考えているところです。

さらに、平成18年からこの辺の委託ということでとり行っておりますけれども、やっぱり専門のアドバイザーという方がいらっしやいまして、相互の方々への連携ですとか、そういった意味では非常にこのアドバイザーのキャリア的なことも重要なことだというふうに思いますのと、もう1点、市民へのどこに行ったらこれができるのだということでの、やっぱり周知もある程度できているのかなというふうに思いますので、そういった意味では、現在のところは現行の施設において、必要なことについては市の仕様の中で変更させていただくというふうには考えてございます。

○金兵委員

今のまま継続をしていくという考え方だという、まとめればそういう答弁だったかなというふうに思うのですけれども、今の課長の答弁の中で周知はされてきているのではないかとといった答弁に対しては、現状減ってきているというところでそれがどうとらえられるかという部分がまず1点、それと知ってはいるけれども何か頼みづらい、使えないという、そういったところの掘り起こしをできたほうが、より子育てについて安心安全な環境ができるのではないかなというふうに思いますので、別に今、この継続されていることが決して、何度も言いますが悪いと言っているわけではないのです。よりよいものを、さらに発展したものを何か新しいアイディアをというように考えていったときに、その新しい風、空気を入れるようなことも、考えていったらいいのではないかなということを御提案させていただいて、今のところでは考えてないということでしたので、今後とも機会あるごとに、これについてはいろいろ御質問させていただきたいというふうに思って、終わります。

○七夕委員長

ほか。

○山田委員

私の方では、質問を3件ほどさせていただきま

す。

第1番目には、成果報告書の49ページ、民生委員活動推進事業について質問いたします。

民生委員の活動というのは非常に重要な仕事であり、悩む者の相談相手としては本当にありがたい存在ではあるということは十分承知しているところでございますが、この報告書を見ますと、やはり委員のなり手不足があるというふうに書いてあります。そこで、民生委員の方はどういう方に委嘱しているのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○鳥井本社会福祉課長

民生委員の選考方法についてですが、全道的にも民生委員の選考にはかなり苦労している状況というふうに理解しております。網走市におきましては、平成19年度より民生委員推進会の前に民生委員推薦準備会を設置いたしました。この推薦準備会のメンバーは町内会の役員及び民生委員・児童委員連名網走支部役員などからなる、委員20名以内で構成されておまして、町内会民生委員の方々が連携して民生委員の確保に努めているところでございます。

あと民生委員の資格要件というのも何点かございまして、年齢的にはできる限り75歳未満ですとか、あと地域の事情に精通している方だとか、社会福祉活動に理解と熱意がある方、家族の理解も得られる方、あと地域の住民が気軽に相談に行けるような者などとなっております。

○山田委員

今お話しした中で、一つは、75歳未満の方というふうにおっしゃったので、もう私たちの地域でも民生委員の方がいるのですけれども、実際は超える方も何人かおられると思うのですけれども、そういうことはないのですかね。

○鳥井本社会福祉課長

今年度改選の時期に来てまして、75歳を超える方については、今回1名だけどうしても見つからないということで、継続してやっていただいて75歳を超えたという方がいらっしやいますが、原則は一応75歳で次の方に引き継いでいただくというふうに考えております。

○山田委員

それで、恐らく手が少ないという中で、在任年数というのか、結構同じ方がずっとやられているのかなというふうに思うのですけれども、交

代のない限り会議の中で、またまたやってちょうだいよというふうな感じの流れでやられているのかなと思うのですけれども、新しい人を探す上では、その辺がちょっとネックではないかなと思ったりするのですけれども、その辺いかがでしょうね。

○鳥井本社会福祉課長

委員がおっしゃるとおり、一度なってしまえば、ずるずるというのがいいのか悪いのかわかりませんが、年齢75歳になるまでちょっと続けていただくというのがほとんどという形になってございまして、今現在の民生委員会が次の方、後継者を自分が務めているうちから探していただくとということで、引き続きされていくのが一番いいのかなというふうには感じております。

○山田委員

おっしゃるとおり町内会の役員も同じで、なかなか手がいなくて、特に民生委員になると重要な役割を持っていますので、責任も深いということで、新たに探すのもなかなか難しい現状があると、それは理解をしたところです。

それで、相談件数等を見ますと子どもに関することも含めて2,500件程度年間あって、1人当たりの活動が108日となっています。これは時間的なものかどうかわかりませんが、かなり多くて、民生委員というと負担な面があると思うのですよね。その辺はこの逆に民生委員のサポートというのは、役所の方ではどのようにしているのかなと思うのですけれども。

○鳥井本社会福祉課長

役所のほうでサポートというよりも、民生委員では六つの協議会に分かれておりまして、それぞれ月に1回定期的に定例会を開催しております。その中でお互いの相談だとか、悩み事とか、そういうことを相談し合いながらやっていけたら一番いいのかなというふうには考えております。

○山田委員

相談を受ける側もなかなか大変なところはあると、そういう認識をしておりますけれども、民生委員の中で次の人を探すのは非常に大変だということで、民生委員の募集ではないのですけれども、民生委員はまさに人格者のような方がやっているケースが非常に多いのですけれども、若い人で民生委員になっている方もいると思うのですけ

れども、年齢構成はどのような形でしょうか。

○鳥井本社会福祉課長

年齢構成は大体若い人だと私の記憶しているところでは30代後半の方から先ほど言いました75歳ぐらいということで、年齢としてはやはり60歳以上の方が多いのかなという認識はございます。

○山田委員

年齢構成、どちらにしても多分60歳以上に平均になるのではないかなと思うのですけれども、今回若い人が民生委員になると日中は当然仕事しているから無理なのですけれども、年齢60ぐらい超えていくと自宅で定年退職しながら、町内活動しながらやっている方がいると思うのですよ。そこで、この人たちの中で恐らく年齢のいった人が活動の範囲が広いということで皆さんの平均108日ですから、やはり200日ぐらいもやっている方がいると思うのですけれども、現状その方のこのぐらいやっている方というのは、半分ぐらいはいるのかなと思うのですけれども、どのぐらいの活動をされているのでしょうか、一番多い数の方は。

○鳥井本社会福祉課長

きょう手元にそういう資料は持っていないのですけれども、多い方ですとやはり200日近い方も、もしかしたらいらっしゃるのかもしれないとは思っております。

○山田委員

これは予算が800万円ぐらいあるのですけれども、有償ボランティアという形でとらえていいのでしょうか、それとも無償のボランティアですか。

○鳥井本社会福祉課長

無償という形になろうかと思えます。

○山田委員

というのは、この予算自体は研修とか、あるいは広報活動のための予算であって、ほとんど無償で活躍していただいているという認識でよろしいのですか。

○鳥井本社会福祉課長

申しわけございません。無償と先ほどお話ししましたが、一応報酬がございまして、1人当たり年間、道の負担金が5万8,200円、それに市から2万円を上乗せして、年額7万8,200円を皆さんに報酬しているところです。

○山田委員

わかりました。大変なのは、余りにも無償だっ

たら厳しいかなと思ったりしました。

町内会においても町内会長は無償のところもあるし、やはり経費がかかるからって町内会を出している方もいますので、これは過酷な仕事であろうというふうに思いますので、これは道支出金がほとんど多いのですけれども、それなりにもう少し待遇改善という言い方は変ですけれども、経費の出る程度ぐらいは補助してやってほしいなと私の考え方であります。

それで、ちょっとその辺は終わらして、民生委員の方の話とか一般の方の話なのですから、地域に必ず民生委員の方が選任されるのですけれども、相談しづらいと、要するに町内会にいるのだけれども、町内会でその方に相談すると、なかなか相談しづらいというようなケースというのは結構あるらしいそうです。身近にいればいるほど相談しづらいというふうなことがあるようです。それで、そういう場合ほかの町内会、あるいはほかのところの民生委員に相談に行くにはどうしたらいいかなというふうな話も聞くのですけれども、そういった場合は、そういう役所あたりにもそういう相談とかあるのでしょうか。

○鳥井本社会福祉課長

自分の地域の相談なのですから、やはり女性の方だと女性の方に相談したいとか、そういう考えの方もいらっしゃると思いますので、必ずしもその地域にいる民生委員でなくしても構わないというようなお話はしております。

○山田委員

大体民生委員の活動についてわかりましたけれども、では内容に入りますけれども、ここの相談内容の中に、高齢者に関することの相談が約1,500件ぐらいあるのですよね。その中の一番多い相談の内容というのは把握しているのでしょうか。

○鳥井本社会福祉課長

すみません。きょうはそういう高齢者に関する中身までの資料はもってきておりませんので、お答えは。

○酒井福祉部長

今の高齢者の相談内容なのですから、私のところにもよく来られます。その中で民生委員さんを通してお話をするのは、やっぱり日常の相談が多い、それから将来にわたる相談等、要するに不安ですね、日常の部分でちょっとお話しをするとか、民生委員が行ってお話を聞いてくるとか

というのが結構多いみたいなのです。お子さんとかほかの方については、やっぱり人数的にも少ないし、日常はいないと。要するに日中は高齢者の方が結構おりますので、民生委員はそこを中心で回って歩いているので、この件数がふえているというふうに思っております。

○山田委員

今の部長の話わかるのですけれども、恐らくは相談の内容は高齢者というのは意外と孤独でひとり暮らしが多いと思いますので、話し相手も一つの民生委員の仕事なのかなというふうに理解します。

重要な問題については、なかなか例えばお金の問題があるとか、そういったことがあったときは、なかなか民生委員には話せないということだろうと思います。多分そのときには役所に行くのかなと思ったりするのですけれども、どうなんですかね、民生委員からこんな相談受けたけれども、困ったとかというようなことはありますか。

○酒井福祉部長

先ほど民生委員の相談の部分で、役所の役割はという部分なのですから、それがまさしく民生委員が相談をされまして、わからない部分について、こういう相談があったのですけれども、どういうサービスを受けたいかというか、どういうアドバイスをしたらいいかという、民生委員のわからない部分を役所に聞いていただいて、その後、民生委員で対応していただくとか、また、新たな福祉サービスにつなげるのかという、あくまでも民生委員にお話しをさせていただいているのは、一度地域を回っていただいて、サービスを受けるとか、そういう相談事について、わからない部分は皆さん市役所のほうに専門家がいますので、回してくださいというような、要するに民生委員に負担にならないような活動もお願いをしているわけなのです。それによって地域の訪問なり活動が活発化になるのかなと、余り抱え過ぎちゃうと民生委員が回りがらなくなってしまう可能性もありますので、その辺の不安感を除きながら、活動していただいているというのが現状であります。

○鳥井本社会福祉課長

すみません。先ほどの民生委員の平均年齢なのですから、男性でいきますと63.6歳、女性は62.5歳、全体ですと63.2歳となっております。あ

と先ほどの活動日数なのですが、最大で180日という方がいらっしゃいます。

以上です。

○山田委員

今の説明わかりました。福祉部長のおっしゃっているとおり、役所は役所の役割の中で民生委員の負担にならないような形で支援しているということが理解できますし、今、課長言われましたように、年齢は僕の想像どおり60歳は超えているなというふうな感じがします。

これから高齢化社会になっていく上で、だんだん70歳とかいうことはあり得るなと思いながら、その辺は心配しているところでございます。ですから後継者、なり手になるべくできるようなサポート体制をつけていただければということで、民生委員の関係についてはこの辺で終わります。次に、灯油価格高騰対策ということなのですが、これは定例会でも何回か質問はされているなと思うのですが、今回灯油は上がったからと、それで要するに基準の灯油価格があって、それを超えていると。恐らくこれからは基準の灯油以上の価格になっていくという形になるので、毎年のようなことをやる可能性があると思うのですけれども、どうでしょうかね。

○鳥井本社会福祉課長

灯油価格緊急対策事業についてでございますが、一応今年度の灯油価格の推移を見ますと、月平均では101円から102円で推移をしております。9月上旬の調査では、高値で107.1円、安値で91円、平均では101.8円となっております。今年度も実施するという可能性なのですが、これについては今後の灯油の価格の推移を注視するとともに、近隣市町村の動向も見ながら判断していきたいというふうに考えております。

○山田委員

今言われましたように、近隣の町村も含めて社会情勢見ながら考えていくということで、灯油が高くて我々も大変なところであります。その中で、市が予算づけした1,722万3,000円のうち、約8割ぐらいの方が灯油券、助成券を受け取ったと。そして1,276万1,000円を灯油代に使ったのですけれども、2割ぐらいの方が、やはり受け取れないと、恐らく役所のほうで通知なんか出して、灯油券を取りに来てくださいと言ってはいるのですけれども、こういう助成関係必ず漏れる方

がいますのですけれども、これの啓発、あるいはなるべく補助してあげますよというやり方を実はやりましたか。

○鳥居本社会福祉課長

周知の方法なのですけれども、一応助成対象と思われる世帯に対して実施内容のチラシと申請書を送付したほか、広報誌、ホームページ、あと新聞折り込み等を行いまして周知を図ったところでございます。

○山田委員

それで、そういう広報活動をきちっとやられているのですけれども、ある程度体の丈夫な方とかはいいのですけれども、多分部屋でいつも寝ているような方とか、そういう方はなかなか出てこれなくて、灯油券をもらいに行こうかなと思って、タクシーで行かなければならないと。行くと何か灯油券の価値がなくなるというか、そういうことも含めてそういう方がいるのではないかと。入院をしている方は余り家にかえらないので、要らなかったのかとも思うのですけれども、そういうちょっと弱者というのですか、そういうことを把握するのはなかなか大変だと思うのですけれども、そのケアの反省点というものはあるのでしょうかね。

○鳥井本社会福祉課長

灯油券の申請につきましては、市役所だけではなく各部落の施設で申請を受け付けたりもしてございましたので、家を出れないという方については、電話をいただければ直接御自宅のほうにも伺っておりましたので、その辺は何と対応できたのかなというふうに理解はしております。

○山田委員

それで一応8割ぐらいの方はもらってきたと。残りの2割は、8割の達成率なのですけれども、この原因は何かなというようなところは分析されてますでしょうか。

○鳥井本社会福祉課長

申請率は一応82.35%となっております、申請しない理由につきましては、灯油をたいてないオール電化の住宅がふえているとか、あと住民登録上は世帯分離しているだけで、実際は経済的に困窮していないなどの意見があります。また、あとは先ほど委員がおっしゃられていたように入院しているということが要因になると思っております。

○山田委員

いずれにしても、大方が受けれたということに理解いたしますので、これからもこういうことがありましたら、漏れないようにお願いしたいと思います。

○七夕委員長

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時09分 休憩

午後 3 時18分 再開

○七夕委員長

休憩前に引き続き再開をいたします。

質疑を続行いたします。

○山田委員

次に質問することは、成果報告書の54ページ、高齢者除雪・融雪サービス事業であります。

この事業は今後ますますふえる可能性が高いなというふうに思っております。いわゆる高齢者で除雪のできないぐらい弱っているというか体力的にない方と、重度身体障がい者という世帯に対してある取り組みです。これは恐らく市職員が非常に苦労しながら、要請があったときに常勤している職員が除雪に行っていると思うのですけれども、実際にそうでしょうか。

○児玉介護福祉課長

高齢者除雪・融雪サービス事業への御質問なのですが、この事業はシルバー人材センターに事業自体を委託しておりまして、実際の除雪作業はシルバーの会員さんが中心となっております。ただことしのように大雪の場合は、市の職員も手分けしまして、確認をし、実際除雪作業を行ったことはございます。

○山田委員

委託してということで、市職員もやっていると聞いていたもので大変だなというふうに思っております。

それで、利用の形態なのですが、実はこの高齢者除雪の関係は別な部署で、商工労働でもやっているのですが、対象が若干違っていると、同じ高齢者でも非課税世帯と課税世帯の高齢者というのが分かれてやっているのですが、そこで市民税の非課税世帯の方にやりますよということになっているのですが、このとおりだと思うのですが、このとおりですかね。

○児玉介護福祉課長

福祉部署間のこの除雪・融雪サービス事業につきましては、対象となる方を市民税非課税世帯の方ということで、条件をつけさせていただいております。

○山田委員

それで、恐らく非課税世帯の方にサービスをつけるということは収入がないからなのか、ちょっとこの基準がわかりづらくて、体力的に大変だろうと、でも収入があるとやりませんよと弱くても、でも収入がない人はやってあげますよという感じなのですが、こういう決め方なのですが、何かこういうあり方がいいという決め方、どうやって決めたのかということなのだと思います。どのような基準で決めたのかなと思うのですよ。

○児玉介護福祉課長

委員御指摘のとおり、商工労働の所管事業で同様の高齢者、障がい者の方への課税世帯の方への除雪作業という事業もございます。それから区分は、住民税が非課税世帯かどうかということで、課税世帯の場合は商工労働のほうで、若干自己負担が高い金額になります。非課税世帯の場合は、やはりまず低所得ということで、もちろん前提は御自身除雪ができないということになりますけれども、例えばそこで、さらに除雪の業者に頼もうとしても低所得ということでなかなか思うように頼めないといったことをまず補完する、そこで冬の生活の安全を確保するといった意味で、この福祉部所管の事業につきましては、条件といいますか非課税世帯ということで事業を実施しております。

○山田委員

今説明で何となくわかったのですが、高齢者についてはそういった意味で課税、非課税を問わず除雪に関しては網羅できているのであると、そういうふうに思っております。

○酒井福祉部長

高齢者の除雪につきましては、最初は非課税だけの福祉サービスでやっておりました。ただ、なぜ課税世帯をやらなかったかということ、課税ある方はシルバーの人材センターに直接頼めばいいのではないかなというふうに考えたのですが、ただニーズ的に高齢者の方をお願いをしていくと、なかなか人数が確保できない。それともう1点は商工でやっております部分につきましては、

季節労働者の雇用の場の確保という部分も含めて、所得のある方に対しては商工労働で担当していただいて、高齢者の除雪に対するサービスを今まで非課税世帯だったのを高齢者全体という捉え方で、市全体でどうするという方法論を検討した結果、今回のように低所得者の部分については福祉、所得のある方については商工という形で、高齢者の方々全員の除雪サービスを対応できる方法を構築してきたものであります。

○山田委員

今の話で大体網羅できているということで、課税非課税の問題で、お金あるないの問題もあるのですけれども、基準としてこういう形でやっていると、そういうことで一応理解できましたので、私の質問を終わります。

○七夕委員長

平賀委員。

○平賀副委員長

それでは質問をさせていただきます。

最初は子育て支援にかかわる部分で何点か伺います。

1点目は確認だけなのですが、先ほどの認定子ども園の関係で質問ありましたが、保育士もしくは幼稚園教諭をどちらか持っている、あるいは両方持っている方が職員の中にいるのと思うのですけれども、資格取得の問題についていろいろ政府でも検討しているというふうに聞いてますけれども、両方持つことが望ましいのだと思いますが、現在その辺のことは先ほど課題としてはないということなのですが、つくしの場合は課題としてそこも含めてないという認識でよかったでしょうか。

○松野子育て支援課長

園長との懇談の中では、そのような取り扱いでの課題ということはありません。実際的には今後子ども子育て会議の中での支援策等として、実際的には今幼稚園で保育士の資格がない方だとかの資格取得への支援だとか、そういった形で今検討されているところで、その制度について、またさらに深く制度が出てくるのではないかなというふうにはとらえております。

○平賀副委員長

わかりました。そこは確認だけですので、次に移りますが、成果報告書の58ページなのでけれども、児童館の管理運営事業についてです。

各児童館のそれぞれ事業としてやられているわけですが、総じて児童館の老朽化が進んでいるという認識を持っております。どこかの時点で改修、あるいは状況によっては移築だとか、いろいろな考え方を持たなければいけないのかなというふうに思うのと、もう一つ総じて手狭感もあるかなという気もしております。そういった意味で何らかの検討を平成24年度もされているのだと思うのですけれども、どのような検討をされてきたのか伺いたいと思います。

○松野子育て支援課長

実際的には一番古い児童館については昭和48年建設ということで、相当数が経過してございます。実際的にはこれらの児童館5園ともに、相当老朽化が進んできております。児童館につきましては、保育所の建てかえを含めた中で、実際的にはどのような市全体の計画として建てていかなければならないというふうに考えております。実際的には先ほどもお話ししましたが、子ども子育て会議の中で、今後のエリアですとか、そういったことを含めた中で、保育園と児童館というふうな形での建てかえ計画を立てなければならないということでは考えてございます。

○平賀副委員長

児童館と保育園の施設というのは一体的なのか、それぞれ建物をうまいぐあいに共有するのか、そういう形のほうが望ましいという政策判断をされているということだというふうに思います。そこは理解をさせていただきます。早期に必要なものなのか、もう少ししものものなのかということがありますが、40年たっている建物もありますので、順次検討して、できるだけ早い時期の対応をお願いしたいと思います。今ちょうどその保育園と児童館が一緒にという考え方を示されましたので伺いたいのですが、郊外に行くとき保育園があります。私はここは従来から今おっしゃった政策判断のように、ここに児童館的な機能もあわせて、全てのへき地保育ではありませんけれども、持たせていけるところはあるのではないかとということで提言をしてきたのですけれども、幾つかの保育園ではそういった形の機能を設けていけそうな場所もあると思うのですけれども、改めてどのような認識をされているのか伺いたいと思います。

○松野子育て支援課長

実際的には保育園と児童館については、併設する云々という話は別にしましても、そもそもの基本的な考え方というか、施設自体の取り扱いが変わっております。また、対象も実際的には変わる形になりますので、やっぱり併用した形で使うということはなかなか難しいのかなというふうには考えてございます。

○平賀副委員長

なかなか難しいということでしたけれども、とはいえ行政財産を最大限に活用するという観点でいくと、小さい子どもたちがいる保育園の時間帯と、それから学校が終わった後の子どもたちの時間帯、一部重複する時間帯もありますけれども、基本的には保育園が終わった後の時間帯がメインになるのだろうというふうに思うのですね。つまり明るいうちはいいかもしれませんが、暗くなってからの問題が心配だということというふうに思いますので、そういったことになると思うので、行政財産の最大限の活用ということであれば、その部分も私は検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○松野子育て支援課長

実際的には施設自体は、例えばへき地保育園であれば常設開設のところであれば、5時までやっているということで、実際的に児童館については小学校低学年を含めると、1時とか1時半ぐらいには児童館の利用という形になります。実際的には保育園をやっている中で、保育施設を使って児童館を併用して行うということはちょっと難しいのではないかなというふうに判断しますけれども。

○平賀副委員長

へき地保育園の中で、私3年ほど働いた経験があるので必ずしも難しくないなという実感を、逆に持っているものですから伺っているのですけれども、その辺は現地で運営委員会の意向もあるというふうに思いますので、そこともぜひすり合わせをしながら状況は見ていただきたいと思いますけれども、それぞれへき地保育園のほうは横ばいのところもありますけれども、総じて通ってくるお子さんは減少傾向にあるのかなというふうに思っています。少子化が進んでますので、やむを得ない部分あると思うのですけれども、特に学校がなくなったような場所については、ここが大事だということで、守られている地域もあるのだというふ

うに思います。

そこで、できるだけそのお子さんたちが地元の保育園に通ってもらおうということが望ましいということで、それぞれの運営委員会のほうで努力をされていると思うのですけれども、その入園の園児について募集の制限を何らかの形で閉園をしたいので、市はするだとか、そういった意図を持って何かやるとか、そんなことはあつたりするのでしょうか。

○松野子育て支援課長

実際的には園児が少なくなったとしても、その地域の意向ですとか、そのあたりの意向が非常に強く反映されるというふうに考えてございます。そういった意味では、こちらから閉園に対しての働きかけですとか、そういったことでの取り扱いは現状のところはしてございません。

○平賀副委員長

そこはそういうことがないということで理解をさせていただきました。

もう1点伺いますけれども、今度は市内の保育園に戻ってきますけれども、市内の認可保育園も定員がほぼ埋まっているようなところもあれば、定員割れになっているところもそれぞれあって、いろいろ月によって動きもあつたりなかったりすると思いますけれども、状況があると思います。

一方で、この施設は働く方々を基本として、保育に欠けるお子さんを見るところですから、働く方をどうふやしていくかというための施設の一つでもありますから、男女共同参画ですとかを見たとときにも女性の社会進出ですとか、能力を発揮して地域の中で活躍していただくためにも大事な施設だと思います。

そういったことを考えたときに、定員が割れているという状況がありますので、保育に欠ける要件というの、もちろん法律で決まっている部分というのは揺るがないのですけれども、一定程度裁量を持っている部分もありますので、見直せる部分もあるのかなと思うのですけれども、その辺はどのような対応を今なさっているのでしょうか。

○松野子育て支援課長

お話のとおり国で保育園の入園基準については、働いてお子さんを養育できないという条件のもとで取り扱いになります。網走市においては、これ長期保育、短期保育か、時間的に短時間、長

時間という保育というようなこともありますけれども、実際的には就労については常用的に毎日就労ということではなくしても、例えばパートの3時間以上ですとか、そういったある程度の時間的な余裕ですか、週の就労の日数ですとかという形でそういう取り扱いについては、縮小しているといえますか、そういうある程度就労ということでの取り扱いの中では便宜を図った中で取り扱いをさせてもらっているということになります。

○平賀副委員長

中には、例えば今は多分対応されているのだらうと思いますけれども、障がいがある方がお子さんにいて、家族の状態を含めて保育がなかなか難しいような状態だから、それを保育に欠けるとして多分判断して対応しているようなケースも多分あるのだと思いますけれども、そういったケースだとかを含めて、拡大できるものはできるだけ法の趣旨というか、保育所の設置の趣旨に反しない限り拡大をしていけるのならしていったほうが、施設も空いてますから、そういう形が望ましいのかなと思うのですけれども、例えば、仕事を現在探している人というのも、以前はなかなかその対象にならなかったりしたのですけれども、今は網走市としては仕事を今現在何らかの理由で探している人というのも対象になるという考え方でよかったですでしょうか。

○松野子育て支援課長

実際的には求職をするということを理由として1カ月を限度としておりますけれども、1カ月間は実際的には求職活動という形での入園を、就労先が決まっていない場合においても入園をいただいているという状況でございます。

○平賀副委員長

1カ月ということで、ここを認めてるということでいいのだと思うのですけれども、それが特定ではなかなか難しいケースもきっと出てくるのかなと思うのですけれども、実際その辺は現状としてはいかがなのでしょう。

○松野子育て支援課長

本人の就労活動ですとか、これは本人からの申告になりますけれども、実際的には1カ月を延びたりする、全件ではございませんけれども、原則1カ月という形の中で、本人の申告状況ですとか、その点の状況で若干延びることなどはございます。

○平賀副委員長

理解をいたしました。可能な範囲でということ、その辺は柔軟にやっていただければいいのかなというふうに思いますので、ぜひ引き続き取り組みをしていただきたいと思います。

続いて、高齢者の関係の質問に移らせていただきたいと思います。

最初に、成果報告書の53ページの寝たきり高齢者等移送サービスのことをちょっと伺いたいと思いますが、取り組み内容を見ると、生きがいデイサービスの送迎、それから自宅にいる方なのだと思いますけれども、要介護4以上の方で専用車両を利用しないと外出できない方が対象だということになっています。

②番のほう、その要介護4以上の方は片道1,080円なのだなというのがわかるのですけれども、生きがいデイサービスの利用の方も同じぐらいの委託料というのでしょうか、助成額というのでしょうかをもらって、福祉タクシーのほうで対応するというので、そういう形で間違いなかったのでしょうか。

○児玉介護福祉課長

移送サービスの中で、生きがいデイサービスの利用される方への助成の中身でございます。これは日帰りサービスを利用される方につきましては、片道1回300円ですから、1日1往復しますと300掛ける2回で600円という金額を単価として決めておりまして、そして、これは利用される方に直接お渡しすることではなくて、生きがいデイサービスを実施している事業者さんに交通費の補助ということで、委託料としてお支払いをしております。

○平賀副委員長

そこを確認させていただきました。

もう一つは、要介護4以上で自宅にいる方ですけれども、1,080円という金額設定がどうなのかなというふうに思うのですが、読んでいくとその福祉ハイヤーなどの乗車基本料金が基本だということなのだと思いますけれども、この1,080円が乗車基本料金だから、この金額を設定しているということではなかったでしょうか。

○児玉介護福祉課長

1,080円の内訳ですが、まず基本料金としまして500円、そして介助料金としまして580円、合計しまして1回の乗車につき1,080円という金額の

設定になっておりまして、もう一つそのほかに例えばストレッチャー専用器具等を使われる場合は、その器具の使用料は別途また加算してお支払いをするという設定にしております。

○平賀副委員長

率直に申し上げますけれども、予算が600万円、予算現額に対して決算額が少ないということで、結果的に余ってしまったのかどうなのかというのがあるのですけれども、福祉タクシーを運営することを考えると、その片道1,080円という料金は決して運営にとって楽な単価ではないだろうという認識を私は持っているものですから、その算定の根拠を伺ったのですけれども、予算が余っているからというわけではないのですけれども、介護タクシーもやはり営業を続けていかなければならないですから、補助事業も大切な事業になってくるのだと思うのですけれども、そういった意味で単価の見直しだとか含めて、介護タクシーの事業者と意見交換をするとか、そういった機会も必要かなと思うのですけれども、その辺はどのようになっていらっしゃるのでしょうか。

○児玉介護福祉課長

実際の事業者、市内に二つの事業所がございます。定期的なお話の場というのはないのですけれども、今までに何度かそういったお話はしたことはございます。それで、介護タクシーの事業者につきまして、こういった実際の利用のほかに、個人的に使われる方も相当数いらっしゃる。ただ経営的には網走の規模では厳しいものがあるということも認識はしております。

○平賀副委員長

似たような事業をいろいろなところでもやっているのだと思うのですけれども、その辺との金額設定と比較というのはされているのでしょうか。

○児玉介護福祉課長

制度的な部分で他都市との比較というのは、きちんとした調査等はしておりません。

○平賀副委員長

相当ばらつきがあるのだと思うのですが、決して高いほうではないのではないかという気が私はしております。周辺の都市だけでも、せめて周辺に限らず道内でもいいのですけれども、同じような事業をやっているところの調査をした上で、単価が必要であれば見直しをかけていくということも、その事業者さんの存続のことばかり言うわ

けではないですけれども、やってくれるところがなければできない事業ですから、以前は網走ハイヤーがやっていた事業が、こういう形で組みかえられているわけですが、そういった意味でも大事な事業だと思いますので、そういった検討も必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○児玉介護福祉課長

他都市の状況につきましては、今後調査をして研究していきたいと考えております。

○平賀副委員長

ぜひその方向で必要があれば、見直しをしていただければというふうに思いますので、ここはまず情報収集からやっていただければなというふうに思います。

次の54ページの高齢者等さわやか収集事業について伺いたいと思います。

徐々に実績も多分伸びてきているのだと思いますけれども、こういう関係、そして見守りということを含めて、これも大事な事業だというふうに思います。参考までに伺いますけれども、実際にこの事業がきっかけとなって何か重大なことが見つかったとか、心配なことがほかの福祉サービスなり市なりにつながって、事前に何事もなく済んでよかったとか、そういう事例というのは出てきているのでしょうか。

○児玉介護福祉課長

さわやか収集事業は週に1回ないし週に2回という頻度でごみの収集、そして声かけを行う事業でございまして、委員お尋ねの部分で実際にごみを収集に行ったのだけれどもということで、何か異変があったと、その場合は必ず市に連絡をもらう体制をとっております、実際にそれで御本人がふだんはごみを出しているのにごみがない、そしてふだんはいるのに、声をかけても出てこないといったことは何件か通報がありまして、たまたまだとは思いますが、そういった方については確認しましたら、入院をされていたという方が、そういったケースが過去に数件はございました。

○平賀副委員長

大事に至るようなものはなかったということですね。

○児玉介護福祉課長

重篤な例えば事故ですとか、そういったケースはございませんでした。

○平賀副委員長

理解いたしました。そういったケースがあるのかなというのを、ここはまず聞いてみたのですけれども、できるだけこの事業は提供をする方々とのバランスもありますから一概には言えないのですけれども、ひとり暮らしの高齢者の方を中心に、できるだけ使っていただいたほうが何かあることを防ぐという意味では重要だと思いますので、PRの中で、例えばこういったことで見つかって事前に防げることがありますよとか、そういったことも含めてPRをされたらいいのかなと、ちょっと思ったものですから聞いてみましたので、それはちょっとPR方法について今後、そういった面も含めて検討していただければと思います。

次に、介護保険の関係について伺いますが、前年度24年度の取り組みのことについてですけれども、介護保険がいろいろな形で変わっていきこうとしている状況があって、現場も含めてどうなるのだろうという認識を持って、いろいろな動きがあるのだと思います。一方で、今政府が言っているような形で、要支援が市町村サービスになると、いろいろふぐあいも出てくるのだろうなと思って心配しているのですが、それはまたの機会に伺いますけれども、一番私が心配をしている部分は、介護保険の基盤の一つになります任意調査だとか、介護区分の認定そのものの部分なのだと思います。市町村事業になるかならないかという線引きをはっきりしてしまうのであれば、認定がどっちに出るかということで、全く違う状況が出てくることが今まで以上に考えられるものですから、その部分がしっかりしていかなければいけないというふうに指摘されている部分も、ふえてきているのですけれども、その辺はどのように考えられながら平成24年度の事業に当たられてきたのでしょうか。

○児玉介護福祉課長

介護認定、御存じのとおり、介護保険による認定は自立という部分、非該当という部分と軽い方から言いますと要支援の1、2、そして、要介護1から5までと、認定としては要支援、要介護と7段階ございます。ここの認定につきましては、網走市の場合は、斜網地区の3町とあわせて4市町で合同の審査会を開いておりまして、月8回それぞれお医者さんを審査会の委員長とする審査会

を5人の委員で開いて、そしてやっております。そして、まずマニュアルはもちろんございます。各委員については定期的な研修も受けていただいております、まず委員会によって差が出ないようにそういった審査を心がけて、従来もそうですし平成24年度も研修を重ねながら実施してきているところです。

○平賀副委員長

審査会のほうはそのような形でやられていると思うのですけれども、まずその認定の最初の中で調査をされますよね、その方の状態を。その部分で適切に状況を把握することは、これまで以上に大事になってくることが指摘されているのですね。そこで、認定審査会が確かに修正を必要であればかけるわけですが、必ずしも当事者の状況を全て把握し切れるわけではありませんから、何よりも認定調査の最初の段階が重要で、そこに対する評価というのが求められてきたというふうに思うのですね。そう考えたときに、どのような取り組みをされているのかということをお伺いしたのですけれども。

○児玉介護福祉課長

実際の訪問調査、これは新規の方の場合と、あと一度認定を受けてその更新をされるという継続の方の場合とありますけれども、新規の場合はまず市の担当職員が伺って調査をします。そして更新の場合は、基本としましては市内の居宅介護の事業所に委託ということでお願いして調査をしますけれども、市の職員にしましても、委託をする市内のケアマネさんにしましても、いずれにしても毎年定期的な研修を受けていただいて、そして市としても、その調査表の内容がばらつきにならないように随時チェックをして、指導もしながらそれで現在進めております。

○平賀副委員長

きちっと適正にやられているのだという答弁でしたので、そこはその状況をまだ見ていきたいと思いますが、やっぱりその部分が心配だというところが、指摘はされているというのは間違いのないのですね。それを網走市がきちっとできているかどうか別としてです、全国的にその部分が改めて見詰め直さなければいけないよという指摘がある状況ですから、改めてその認定調査のあり方については、研修ですとかいろいろな情報収集含めて、やっていただかなければいけないので

はないかなというふうに思ったものですから、こういう質問をさせていただいているところです。

それから、その部分が弱いと、何せ介護の入所の基準まで線引きがされるような情報も出てきてますので、天と地ほどの差とまでは言いませんけれども、かなり人によっては環境が変わっていく。もちろん介護を受ける御本人もそうですけれども、周りの家族に対する影響というのは相当大きく変わってくるというふうに思いますので、今からの取り組みをしっかりと強化するということが、そこが大事だと思うのですね。できるだけ高く出したほうがいいというわけではありせんけれども、低過ぎるのはやっぱり非常によくはない状況にこれからはなるのかなというイメージを持っているものですから、その辺質問をしたのですけれども、その辺についてはどのように認識されているでしょうか。

○児玉介護福祉課長

この点に関しましては、訪問調査、そして最終的には介護度の判定、今まで以上に御本人、御家族に影響を持つことはもちろん、認識はしておりますが、先ほども述べましたが、従来から公正な審査、調査、そして介護認定ということで、調査員も認定審査員も研修等を重ねておりますので、これについては従来と変わりなく、引き続き研修によって各調査員、審査員のレベルアップをそれぞれ図りながら進めていくという考えでございます。

○平賀副委員長

このことについては状況を見ながら機会をとらえて、必要であれば質問をしていきたいというふうに思いますが、一方でインフォーマルサービスの整備というのでも改めて求められている部分もあるのかなと。必ずしもそれがいいことかどうかというのは議論がありますけれども、そういった部分もありますので、さまざまな情報を収集をしながら、引き続き取り組みをしていただきたいなというふうに思いますので、以上で終わります。

○セタ委員長

ほか、飯田委員。

○飯田委員

それでは、介護保険について伺います。資料の介護保険料の収納状況です。

平成24年度の介護保険収納状況ということで、平成23年度、平成22年度と参考のためについてお

ります。特別徴収は未納額がゼロになっているのは、これは年金天引きだと思います。平成24年度から9段階になりました。第5期事業計画で保険料収納の7段階から9段階になった平成24年度最初の年です。

それで、こう見ますと普通徴収1から9までありますけれども、特別徴収は年金天引きですけれども、普通徴収の場合はいろいろな区分があると思うのですけれども、具体的にどういう区分ですか。

○児玉介護福祉課長

基本的には介護保険料は年金からの天引きが原則となっておりますが、普通徴収となる方につきましては、まずその年金が年額で18万円以下の方の場合、それと65歳になった方については、初年度は年金の天引きが事務的に間に合わないの、普通徴収のある方、あと数は少ないですけれども、年金は18万円以上あるのですけれども、例えば年金を担保にして借入金がある方といった場合は、年金天引きができないということで普通徴収となる方、こういった場合がございます。

○飯田委員

件数としては合計で、人数が1,540人の件数が7,317ということで、前の年より全体的には若干上がっているのですけれども、個々の段階を見ますとかなりなばらつきが見られます、この辺の評価というのですか、例えば前年度の66%のやつ第5段階が83%になっていったかというような個々の、これは7から9段階に変わったということあるのですけれども、具体的に今言った年金天引きできない方とか、それから恐らく誕生日月での月数によって本来普通徴収、年金天引きするまでの月数が間があって、未納になっていて、納付書を送ってもなかなか忘れてたとか、故意に払わないとか、いろいろあると思うのですけれども、払える階層でも多いと思うのです。この辺の対策も含めて、この現状はどう評価してますか。

○児玉介護福祉課長

御指摘のとおり平成24年度は保険料段階が変わりましたので、単純な比較はできないのですけれども、一つは普通徴収の方が今委員御指摘のとおり、まずニーズ的にもふえていて、これはやはりいわゆる団塊の世代と言われる方が順次高齢者の65歳になってきて、それが年金を開始する初年度ということでふえてきているというのが一つ大

きな、普通徴収がふえてきている要因としては原因としてあると思っております。

それと普通徴収の中で、応募の資料の中には各段階での収納状況、いろいろなニーズ等比率を含めて図っております。おっしゃるとおり所得課税がなされていて、所得がある方でも一定の未納者はいらっしゃる。そこに関してこれは段階を問わずですけれども、基本的な収納対策としまして催告、督促で電話で訪問で地区を回って担当職員がこれも従来どおりやっておりまして、特に平成24年度新たな徴収対策として今までやっていなかった取り組みをしたということではないのですけれども、従来の取り組みを継続してやっております。

○飯田委員

この表を見るにつけ、年金18万円から取ります。月にすると1万5,000円であります。この介護保険が設定されたときに、初めの設定では3万円を1万5,000円まで下げたという経緯が、介護保険が初めてできたときであります。こうなりますと、普通徴収で未納の方がたまたま誕生日で6カ月なり10カ月の分の普通徴収で納めなければならないのだけれども、その分当分来ないからいいやというふうなことでなく、実際生活が苦しいので介護保険のほかに国保料も払わなければならないだとか、さまざまな負担があります。そういうことからいうと、私はやっぱりこの普通徴収のこういう部面だけでも未納が660万円あるというのは、その大部分は普通徴収で納めないという意思より大変だという実態のほうが私はいま見れるのではないかなと思うのですけれども、天引きされたのはもうどうしようもないというか、年金そのものから天引きですから、2カ月に一度年金をもらっている人は、当然その額の大きさにびっくりしているみたいですね、初めて引かれる方は。何でこんなに引かれるんだということなのですけれども、こういうような実態がいま見れます。

それで現在の保険料は、平成23年度のときに事業計画づくりまして、策定委員会でやりました。介護の策定委員会の中でもいろいろ実態が見えまして、いろいろ議論になった覚えを私も傍聴させてもらったのでわかりますけれども、そのときには基金を投入しました。網走は常に基金を投入しても全国平均の保険料と同じような形で推移して

います。介護保険の仕組みからいうと、例えば施設をつくると介護保険料にはね返ってくるというようなことですので、そういう点ではかなりそういう面の施設を持っているということで、保険料にはね返ってはいるのですけれども、実際前回でやった介護保険を導入したのですけれども、基金そのものを幾ら前回使いましたでしょうか。

○児玉介護福祉課長

第4期での基金投入ということでお答えしますと、予定では1億円程度を投入するということで、4期保険料を設定しまして、基金につきましては第4期では、最終的には基金の増減としては5,150万円ほどの取り崩しになりました。

○飯田委員

実際基金を取り崩して全国平均の保険料と。実際その基金というのは直接介護給付の中から積んでいるわけではない、利用上限というのですか、利用者が利用できる給付を利用できないと、利用料を取られますからね、そういう中でケアマネジャーと相談しますと、プログラムをつくりましてあなたの収入なりからこれだけの給付を受けたいののではないかとということで、結果的には給付で3年間で給付で組んだ予算からには余という形が、基金に積まれていると思うのですよ。

そういう形で1億四、五千万円があったのが、網走の介護保険では上乗せ横出しの事業をやっています。それにもこの基金を使ってやっています。それからいくと、今後平成24年度、ことし平成25年度で、来年26年度でまた第6期の事業計画をつくる年になると思います。こういうときに、現在の基金はどのぐらいの見込みがありますか。

○児玉介護福祉課長

基金の状況なのですけれども、平成24年度の決算が終わった時点での基金の残高は1億9,200万円ほどございました。これに対して今年度積み立てる部分と、それから逆に取り崩して保険のほうに繰り入れる分と、差し引きをしますと平成25年度末の予定ですが1億6,400万円ほどあります。

ただ、この中には900万円ほど第5期の特例として北海道から取り崩した基金の補助金部分も入っておりますけれども、それも含めて平成25年度の決算の見込みとしては、1億6,400万円。さらに、第5期の最終年である平成26年度で、ここからさらに取り崩して基金の繰り入れがございま

すので、そんな意味では大体残りは1億円程度かと考えております。

○飯田委員

実際来年度の策定委員会で、保険料の設定なり上乗せ横出しが最大の会議の中でもあると思うのですが、その時点で前回の策定委員会のときには、恐らく予想として網走の介護保険料は次の事業計画のときには1.5倍近くになるのではないかと。基金の取り崩しもそんなに多くできないということも含めて、給付もかかるということであるというような見通しを私は持った策定委員会の議論だったと思うのですが、その辺はいかがですか。

○児玉介護福祉課長

第6期の保険料の算定につきましては、もちろんさまざまな試算、積算はこれからになります。御存じのとおり今介護保険の制度につきましては、さまざまな第6期の改革に向けて議論がされております。方向性は大きな項目で何点か示されておりますけれども、また正式な決定、財源も含めた形のものには示されていないというのが現状でございます。今の段階で6期の保険料の部分が、網走市においてどの程度の負担になるのかは、ちょっとまだ積算はできないというふうに考えております。

○飯田委員

私はそういうふうな議論だと感じました。現在介護保険の網走の該当者は私の調べたところによると平成25年度で1万人が該当者になる2号ですね。介護保険自体は40歳から64歳まで、それから65歳以上ということで分かれています。ふえればふえるほど、そこに対する比率がふえます、負担の比率がですね、保険料を払わなければならないのがふえていくのです。そうなりますと、現在要介護認定がこの1万人に対して1,700人ぐらいだと思いますけれども、それでいきますと、100人に17人しか要介護認定できないという介護保険は本当に世界でもまれな保険制度、利用できないというふうな制度です。あとの83%は支えているというふうな制度です。国保は医療にかかれますけれども、介護のサービスは受けれないと。

今問題になっている、先ほど平賀委員からもありましたけれども要支援ここでも議論になりまして、現在市町村の事業の介護給付の中の3%の予算を使って、要支援のサービスをやって、息絶え

絶えにやっていると思いますよ、予算的にはね。これを介護給付から外すというのが政府が諮問機関の社会保障制度の改革なりのその部会で出しました。現在要支援の方は介護サービスの何パーセントを占めているのですか。

○児玉介護福祉課長

網走市で現在要支援の認定を受けていらっしゃる方は、人数にしますと全体で1,700人ちょっと超えてますけれども、そのうちの536名で、比率にしますと30.7%となっております。そして、この要支援の方への、今現在は介護保険の給付費としてサービスを使っただいておりますけれども、その給付費自体は全体の給付費25億円ほどになりますけれども、その中の1億6,400万円ということで、6.5%が給付費に占める要支援の方の比率であります。

○飯田委員

実際30%となります。これを市町村に事業を経費も含めて任せると。要支援という方は、いわゆる要介護認定にならなかった人なのでありますが、実は要介護認定そのものの前から言っているソフトが、いわゆる低く出るので第2次判定で医者の意見をつけて何とか上げてもらうというふうなこともずっとやっているのですが、実際要支援の方を介護給付サービスから落として、果たして重症化になったときにお金がかかるということがあるのですが、実際感覚的に要支援を介護サービスの給付から外すと市町村の3%の枠の中では、持てないと思うのですが、その辺の考えは福祉部長どうですか。

○酒井福祉部長

今お話がありました要支援、3%という地域支援事業という中で実施しております。現実にはいろいろなさまざまな事業を行いまして、地域支援事業3%以上の事業を実施しているのが現状であります。

今後要支援の部分がこの地域支援事業でやるということになると、今の状況の現状であれば、もう今単費でやっているわけですから、それ以上になるというのは目に見えてまいります。ただ、この部分で国のほうがどういうふうに判断をして、この3%をパーセントを上げるのか、はたまたほかのほうの補助金でくれるのかというのが見えません。その辺で今後、国のほうがどういうふうにその手当てをしてくれるのかというのは、注視

していかなければならないなと思います。

ただ、先ほどお話あったように、この制度が変わっても、一番原点である高齢者の方が生きがいを持って生きていただくという部分が原点であります。平成12年介護保険が始まったときも、飯田委員のほうからも御質問があつて、切り捨てでないかという部分も含めてありました。それに対して当市としましては、平成12年からふれあいの家を実施したり、それから筋力アップをやったりという部分で、いかに元気にして生活をしていただくか、介護認定を受けていない方についても、ヘルパーなりデイサービスなり、先ほど質問もありました生きがいデイサービスなりに通っていただいて、なるべく介護認定を受けてる、受けてない、体に合った福祉サービスを提供するような政策をとってまいりました。

今回も改正につきましては、国のほうの方向性を見ながら、また網走として当市として、どういうふうな政策を立てて高齢者の方にサービスを提供するかと、要するにあくまでも高齢者サービスの部分なので、当事者を対象にしながら制度を考えていく。その中では補助金をうまく活用したり、いろいろな事業を実施していきたいと考えております。

○飯田委員

部長の意気込みは感じますけれども、実際はやられてくることは今回ひどいんです。ひどいというのは、要支援は介護サービスから外すのと同時に、では基盤整備でいくと特養ホームなり、これに入れる人が要介護3以上と。1、2の人を外すと。実際今要介護1から5までで、1、2の人は何人おりますか。

○児玉介護福祉課長

現在要介護1、2の方は合わせまして約600人弱いらっしゃいます。

○飯田委員

そうなりますと、約半分ではないですか、要支援を除いたとしたら。

○児玉介護福祉課長

そのとおりでございます。

○飯田委員

ということは、もう入るなど、特養には入るなどということなのです、やろうとしていることはね。では、したらどこに行くかということになりますと、網走はさまざまな小規模多機能だとか、

ケアハウスだとか、さまざま持っています。部長、したらどこに部長なら入れると思いますか。

○酒井福祉部長

高齢者の住まいというのが、やはり個々によって違います。私のところにもいろいろな高齢者の方が住まいの関係で相談に参ります。家族の方、御本人も来られます。今お話しあったように、介護認定を受けながら入れないという部分、この部分につきましては、今後、今お話があった新たにいろいろな網走の場合は民間事業の方が有料老人ホームとして老人下宿みたいな形で、さまざまな施設整備と言っているのか、住宅整備をしていたいております。

ですから、その部分で利用していただくのと、今後その辺のニーズ等も含めて、市として、どういうふうな政策、もしくは取り組み、また事業者との協議をしながら、住宅整備については施設整備含めて考えていかなければならないと思っております。

○飯田委員

有料老人ホームとか、下宿だとか、今テレビでよくやっている悪徳業者がいて、そういうような狭いところに押し込めて、お金だけ取って問題になっています。網走ではそういうところが出てこないとも限りませんが、それと同時に、今言った要支援と要介護1、2を除くともうほとんど3分の1もいなくなってしまうのですね、介護保険のサービスを利用できる、本来的な。

では、悪くならないためのいろいろなサービスで利用料を払いますよね、原則1割。これは原則1割を始めたときに、大変だということでさまざまな非課税なり社会福祉法人で0.5と、1割の半分というふうな措置もいろいろとったのですけれども、今度一定の所得以上あれば、介護保険が2割負担ということもあわせて、今回出される。そうなりますと、実際重くならないうちにサービスを受けて利用するのに、2割負担だったらとても受けられないとなったら、もう追い打ちですよ。そうなりますと、利用するにも利用できない、ましてや保険料が払って要介護認定にならない人はどうするのだということに、僕はなつてくと思うのですよ。

そういうような意味からも今後の策定委員会というのは、逆にそういうことが地方の力が試され

と思うし、こういうことを出してくる自体に大きな私はしっかりした怒りなり、認識なり持って、私は当たるべきだと思うのですけれども、部長いかがですか。

○酒井福祉部長

今お話あったように、もう既に当市については地域支援事業3%の部分で単費を出しております。この部分についてはしっかりやったところにもうちょっと補助金をいただけないかというのは、実際には思っているところであります。今回も今お話あったように、1割、2割という部分、この部分のお話につきましては、この後にその政策として国がどういうふうに対応してくれるかというものが明確にされていない部分では、今ここで答弁というかお話することはなかなか難しい部分であります。

ただ、今お話ししたように、もう一生懸命やった市に対しては、補助金をいただけないかという部分を強く国に望んでいきたいと思えますし、それに対する市としまして、なるべく事業を起こすときに経費をかけないで、ほかのほうの補助金を見つけながら、いろいろな工夫をしながらサービス低下をしない、また新たなサービスを起こしていくというようなことを考えて取り組んでいきたいと思っております。

○七夕委員長

ここで暫時休憩をいたします。

午後4時19分 休憩

午後4時27分 再開

○七夕委員長

休憩前に引き続き再開をいたします。

質疑を続行します。

飯田委員。

○飯田委員

それでは、最後にお聞きします。

追い打ちの第4ですけれども、生保基準の切り下げの一般質問でもありました。36分野にわたって生保の基準が切り下げられると、就学援助や介護保険にも影響すると言われております。現在介護保険で影響するのですけれども、その規模と実際の金額はどの程度ですか。

○児玉介護福祉課長

生活保護基準の切り下げによりまして、実際に影響が出てくるのは来年度以降ということに実際

的にはなってくるかと思えます。それで、現在生活保護を受けていらっしゃる方の中で、例えばこの基準の改正によって生活保護から廃止されるという方はちょっと人数はわかりません。非常に少ないのではないかと思いますけれども、ただ生活保護基準の改正によって例えば生活保護を受けてなくても住民税が、それまで非課税だった方が課税になってしまう、そういった方については、介護保険の制度の中で例えばいろいろな保険料の段階もそうですし、軽減制度の適用になるかどうかも含めまして影響は大きいと思えます。

○飯田委員

私の調べたところによると、介護の実際に被保険者がいますと、実際に被保険者ですから、要介護でなしに被保険者全部保険料を払わなければならない。その場合、1万人としたら約6割としたら6,000人に影響あると言われております。今言った非課税が課税になったり、網走は7段階から9段階をとってますので、その辺のところでかなりな影響があります。あるところでは5,000円、6,000円単位で上がったり、全く何百円単位で上がったりしているわけですが、実際そうなりますと、保険料自体が今度第6期で大幅に上がって、基金をもってある程度補填しても、生保切り下げのまま認めてしまうと、とても払える保険料ではなくなるおそれがあると思うのですよ。だから一般質問のときには、部長答弁で生保切り下げについては極力先延ばししたり、市独自で考えるというか、いい方法を見つけるような答弁で私承ったのですけれども、答弁した部長の生保切り下げと第6期の介護保険の国の影響を聞きたいと思えます。

○酒井福祉課長

今回生活保護の基準の切り下げによりまして、今回質問の答弁でもお話ししましたけれども、今年度は影響がない。ただ来年度については今後、今委員がお話しあったように、どういう影響があつて、どのぐらいの金額なのかという部分が、私のところは福祉部の部分しかわかりません。それで、ほかのほうに学校とかいろいろな分野で税の部分も含めて出てくると思えます。これにつきましては、答弁でもお話ししたように、各部署に状況を聞きながら、把握しながら低所得者対策としてはたしてどのような基準を設けたらいいのかという部分を、各部の意見を聞きながら今後について検討をしていかなければならないと思

ます。その中では各市町村の考え方、また、それによって国のほうに要望することもあると思いますので、今後の部分については、各部で検討してまいりたいと考えております。

○飯田委員

それと実際施設から在宅にシフトしていくと、全国で今有職者の中で、在宅介護しなければならぬので離職してる人が年間約14万人やめていると言われている。本当にそういうふうな実態も老老介護なり、さまざまな面が出てくると思います。

それと同時に、前にも聞きましたけれども、網走の介護施設の職員の待遇というのは大変悪いのです。離職率が全道で16%が網走では13.6%ぐらいだったと思います。全道平均よりいいのですけれども、それでも13%以上の離職率だと。実際このような介護保険の計画になると、恐らく施設にシフトする予算というのは非常に範囲が小さくなるものですから少なくなると思います。そうなるとうまます介護施設というのは働きにくい職場、特に非正規だとか、そういう感じで今度どんどんふえると、本当にそういう面の就職状況も網走では大変な現状になってくると思います。

そういうことも含めて、今後議論したいと思いますが、そういう実態に対して、先ほど網走市はよくやっているのだから国から表彰してもらいたいくらいだというようなことも言いましたけれども、気持ちはそう思って、議論の中で網走市の置かれているものをしっかりと伝えるところには伝えて、やっぱり策定委員会の中で私は議論しながら、いい介護の方向に向くように頑張ってもらいたいと思うのですけれども、最後にいかがですか。

○酒井福祉部長

今委員お話しあったように、私は網走の事業者は本当にほかにも誇れるような事業者だと思っております。それに対して、職員に対しても、今お話しあったように、報酬等も含めて少しでも多く支払っていただければなと思っております。

今、市としましては、その辺の介護事業者に対して、今後報酬の単価の切り下げとか、その制度改正によって、また劣悪のような形にならないように、市として、まず現場をよく見まして、実情把握しながら、きちっと現場を預かる自治体として国のほうにしっかりと要望をしていきたいと思っ

ております。

○飯田委員

終わります。

○七夕委員長

他の委員、近藤委員。

○近藤委員

それでは、私からは手短かに2点ほど大きく伺いたいと思います。

まず、子育て支援の施策全般についてであります。

端的に言って、子育て支援はなぜするのかというところなのですけれども、子どもというのは将来のまちづくりの担い手であって、非常に大切な存在、地域の宝であるという点は、皆さん共通の認識を持っておられるのだと思います。

子育て世代のバックアップをすることで子どもたちの健全な育成を促して、なおかつ子育て環境を整備することによって潜在的に子どもを生みたいと思っている人たちが生んでみようかなと思う動機づけになって、将来的には、この少子化に歯どめをかけていくという中長期的なねらいを持ってされているのだというふうに思うのですけれども、まずそういった認識でよいのかどうか伺います。

○松野子育て支援課長

委員のおっしゃるとおりだと思います。実際的には少子化時代ということで、その少子化対策ということが1点と、それと少子化であるがゆえに子どもを大切に育てる、またそれがゆえにいろいろな弊害としてのいじめや負担感だとか、さまざまな内容のことが出てきておりますので、そういった意味を含めた中で総体的な子育ての支援をして、また、少子化への対策をしていくというふうな視点でおります。

○近藤委員

この平成24年度もこの成果報告書にもさまざま書かれておりますように、子育てサポート事業でありますとか、子育て支援センター運営事業等々、さまざまな事業をされてきたというふうに、ここから読み取ることができるのですけれども、サービスの受け手の側である子育て世代の親御さんたちの、この各種事業に対しての評価、満足度というのはどういうふうには受けとめられているのですか。

○松野子育て支援課長

それぞれの施設利用者に当たっては、それぞれの各児童福祉施設ですとか、各制度を利用した方々の御意見などは伺っております。実際的には、新しく子育て支援センターどんぐりですとか、そういった意味で、小さなお子さんになりますけれども、全体の子育てということでは非常に好評を得て、さまざまな行事なども御意見を取り入れた中で実施しているというふうには考えております。

そのほかへき地保育所ですとか、児童館ですとか、それぞれのやっぱり子育てに困っているというような御意見のもとで、これらの制度を取り扱いをさせてもらって、必要に応じては平成24年度から実施しました児童館や保育所の時間延長ですとか、ある程度のこれできる範疇にはなりますけれども、子育て世代の意見を反映した中で政策を決めていきたいというようなことから考えております。

○近藤委員

実際の子育て世代の親御さんたちのニーズをすくい上げながらというお話にもありましたけれども、ちょっと私過去の資料をいろいろと見ている中で、気になった数字があって御紹介をしたいと思うのですけれども、網走市で平成23年に男女共同参画に関する市民意識調査というのを実施をしています。この中の問いで、出生率の低下原因についてどう思いますかという問いがあるのですけれども、その回答で、子育て支援の制度が整っていないからというふうに答えた人たちが、そう思う、どちらかと言えばそう思うを含めて58%、半分以上の人が子育て支援の制度が整っていない、またはどちらかというと整っていないと思うというふうに回答をされているのです。この現実と、今答弁の中にあつたニーズをすくい上げてという意識と、これからギャップを埋めていく作業が必要なのだと思うのですけれども、そのあたりはどういうふうに考えておられますか。

○松野子育て支援課長

今の数字で非常に残念だというふうには感じているのですけれども、子育てで今月発足しました子ども子育て会議ということで、網走版の子ども子育て会議ということで発足をさせていただきました。実際的には、今後の平成27年度からこの新たな子育て支援制度というのが開始されますけれども、それに向かって今年度10月もしくは11月

に、ほとんどのお子さんを持つ御家庭を対象としてアンケート調査を実施しようと考えているところでございます。

従来も育成事業ということでアンケート等を実施して、その中の御意見等は見させていただいておりますけれども、さらに細かな形でのアンケート調査を実施する中で、その中でまた市民の皆さん、また各界広いエリアから皆さん委員さんが出てきていただくことで、会議を発足しておりますので、そういった中でアンケート結果を中心とした中で議論をさせていただきたいなというふうに考えています。

○近藤委員

子育て支援施策全体で見れば相当額の金額を未来への投資という形で使っているというふうに思っていますので、やはりサービスの受け手の側であります子育て世代の親御さんたちの満足度を高めていくような取り組みを積極的に進めていただきたいと思います。まず、1項目めはこれで終わります。

2項目めは、高齢者生きがいづくりの支援事業全般についてでございます。

これも子育てと同じように、サービスの受けてでありますお年寄りがやはりいるわけで、まずこの平成24年度のこの各種事業を進めた中でのサービスの受け手であるお年寄りの満足度というのは、どういうふうに受けとめておられるか、まずお伺いをいたします。

○児玉介護福祉課長

生きがい対策事業につきまして、ことしの事業に際しましても、個々の調査というのはやってはおりません。利用をされる方、あるいはその事業に携わるボランティアの方から随時お話を伺っておりまして、数字としては出ませんけれども、おおむね評価はいただいている。その一方でそこに参加されてない方の声というのは、なかなか聞こえにくいという課題とあわせて考えております。

○近藤委員

行政サイドとして、お年寄りがお仕事を引退されてから生きがいを持って暮らしていただきたいということで、これまで歴史的な経過な中でいろいろな施策をつくってこられたと思うのですけれども、個人的に網走に暮らしながら思うのは、私自分の事務所は商店街にあって、商店街の喫茶店があるので、平日の昼間に喫茶店に行

くと、ほとんどお年寄りで満席ということが多いのです。お茶を飲みながらいろいろお話をすると、体も動くし頭も動くと、だけどそれを生かせるような場所がなかなかないんだよなという声を伺うんです。

ではシルバー人材センターはどうですかと言うと、そこまでがっちり金を稼ぎたいわけでもないんだよと、自分たちの経験や知恵を町のために生かせるような仕組みがあるといいなというようなお声を、その喫茶店に来られているお年寄りからよく伺うのですけれども、こういった声を反映できるような政策を検討してみてはいかがかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○児玉介護福祉課長

高齢者の方につきましては、必ずしも雇用や労働という面ではなくて、やはりその方の持っているさまざまな財産、それはお金ではなくて能力ですとか知恵ですとか、そういったものをまた社会に還元していただくということは、非常にこれからますます重要になってくることだと考えております。それで、今の時点で具体的な政策としての形はお示しできませんけれども、大きな考え方、方向性として、それを絶えず意識しながら今後については検討していきたいと思っております。

○近藤委員

今後さまざまな場所で、また議論を重ねさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○七夕委員長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○七夕委員長

なければ、以上で、認定第1号中、福祉部の所管に関する細部質疑を終了しました。

本日の日程であります認定第1号中、市民部、福祉部の所管に関する細部質疑を終了しました。

再開は、あす午前10時としますから、御参集をお願いします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時46分 散会